

第47回 全史料協全国（高知）大会

The Japan Society of Archives Institutions

資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ ～連携と支援、高知の挑戦～

令和3年11月18日（木）・19日（金）



- 主 催 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）
共 催 高知県、高知県教育委員会、こうちミュージアムネットワーク（特別協力）
後 援 独立行政法人国立公文書館、高知新聞社、NHK高知放送局、RKC高知放送、
KUTVテレビ高知、KSSさんさんテレビ

第 47 回全国（高知）大会の開催にあたって

新型コロナウイルス感染症が、令和 2 年 1 月に我が国で確認されて以来、いまだその感染が終息しておらず、全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の様々な活動も大きな影響を受けています。こうした中、今回の全史料協第 47 回全国（高知）大会は、感染拡大防止の観点から、両日とも、全国大会史上初めてのオンライン開催といたしましたが、全国各地から多数の皆様にご参加いただき、誠にありがとうございます。

大会開催に当たり、共催者である高知県・高知県教育委員会、こうちミュージアムネットワーク（特別協力）の皆様、並びに後援して下さった各機関の皆様をはじめ多くの方々よりご尽力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

大会テーマは、「資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ～連携と支援、高知の挑戦～」であります。高知県においては、特徴のある資料保存機関が多数活動しており、地域・行政の枠を超えて、地域資料を「守り、残し、活用する」様々なネットワークが構築され、活発で個性的な資料保存活動が行われています。県内には新たに県立公文書館や県立高知城歴史博物館が開設され、新たな資料保存活動への「挑戦」が始まっているところです。

今回の大会は、オンライン開催のため、開催地・高知会場で交流をしていただくことは叶いませんが、「学校アーカイブズ」、「戦争アーカイブズ」など高知県で行われている活動をはじめ、高知県の機関会員やこうちミュージアムネットワークからの報告など多彩な内容となっており、オンライン開催ならではのメリットを存分に生かした、高知の特徴・魅力が伝わる企画をご用意いたしました。会員各位におかれましては積極的に研修会・大会テーマ研究会にご参加いただき、業務や研究などの一助にいただければ幸いに存じます。なお、今大会において、リアルタイムでご参加いただけなかった会員には、大会後の動画配信も行いますので、併せてご案内申し上げます。

最後に、皆様にとりまして実りのある大会になりますことをお祈り申し上げ、開催のご挨拶とさせていただきます。

令和 3 年 11 月 18 日

全史料協 会長 大 平 裕 己

◆◇目 次◇◆

第 47 回全国(高知)大会の開催にあたって……………	1
会 長 大平 裕己	
目 次……………	2
大 会 日 程……………	4
会 場 案 内 (オンライン開催)……………	5
◆ 研 修 会	
A 学校資料の救済と調査保存活動を支援する……………	9
目良 裕昭氏(高知県の学校資料を考える会)	
B 土佐和紙と文化財修理用和紙について……………	19
有吉 正明氏(高知県立紙産業技術センター)	
C 高知県における住民主体の資料保存活動ー家庭の戦争資料を歴史資料にー……………	24
楠瀬 慶太氏(高知地域資料保存ネットワーク)	
◆高知県の紹介	
ようこそ高知家へ～高知県は、ひとつの大家族やき。～……………	35
三宮 久美氏(大会・研修委員会委員 高知県立公文書館)	
各館紹介……………	37
① 高知県立公文書館	
② 高知県立高知城歴史博物館	
③ 高知市立自由民権記念館	
◆大会テーマ研究会	
「資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ～連携と支援、高知の挑戦～」趣旨説明……………	43
全史料協大会・研修委員会	
報告① 高知県における公文書管理と公文書館の役割～県内市町村の実態を含めて～……………	45
森下 信夫氏(高知県立公文書館)	
報告② 大名家資料館から県立博物館へー使命と活動の広がりー……………	55
渡部 淳氏(高知県立高知城歴史博物館)	
報告③ ネットワークで守る地域史料～こうちミュージアムネットワークの活動～……………	61
筒井 秀一氏(こうちミュージアムネットワーク会長 高知市立自由民権記念館)	

大会テーマ討論会	68
----------	----

司 会 長谷川 伸氏(大会・研修委員会副委員長 新潟市文書館)

新井 浩文氏(大会・研修委員会委員 埼玉県立文書館)

◆こうちミュージアムネットワーク会員紹介	71
----------------------	----

- 1 安芸市立歴史民俗資料館
- 2 香美市立やなせたかし記念館
- 3 芸西村文化資料館・筒井美術館
- 4 中岡慎太郎館
- 5 安田まちなみ交流館・和
- 6 いの町紙の博物館
- 7 越知町横倉山自然の森博物館
- 8 高知県立坂本龍馬記念館
- 9 オーテピア高知図書館(高知県立図書館・高知市立市民図書館本館)
- 10 高知県立美術館
- 11 高知県立文学館
- 12 高知県立牧野植物園
- 13 高知県立歴史民俗資料館
- 14 高知市立龍馬の生まれたまち記念館
- 15 佐川町立青山文庫
- 16 本山町立大原富枝文学館
- 17 横山隆一記念まんが館
- 18 藁工ミュージアム
- 19 四万十市郷土博物館
- 20 宿毛市立宿毛歴史館

◆資料

全国大会のあゆみ	93
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則	96
公文書館法	98
公文書等の管理に関する法律	99
全史料協の出版物	109

◆◇ 大会 日程 ◇◆

	11月18日（木）	11月19日（金）
9:00	入室開始	9:00 入室開始
		9:30 高知県の紹介（再） 「ようこそ高知家へ ～高知県は、ひとつの大家族やき。～」 大会・研修委員会 高知県立公文書館 三宮久美氏
		9:50 休憩
10:00	開会行事	9:55 大会テーマ趣旨説明
10:20	高知県の紹介 「ようこそ高知家へ ～高知県は、ひとつの大家族やき。～」 大会・研修委員会 高知県立公文書館 三宮久美氏	10:05 [大会テーマ研究会] 報告① 「高知県における公文書管理と公文書館の役割 ～県内市町村の実態を含めて～」 高知県立公文書館 森下信夫氏
10:40	休憩	
10:45	[研修会A] 「学校資料の救済と調査保存活動を支援する」 高知県の学校資料を考える会 目良裕昭氏 〈意見交換〉 (コメンテーター) 香川県立文書館 嶋田典人氏	10:55 休憩
12:00	昼食・休憩 ※同時開催 高知ミュージアムネットワーク会員紹介・ オンラインフリー交流	11:05 [大会テーマ研究会] 報告② 「大名家資料館から県立博物館へ - 使命と活動の広がり -」 高知県立高知城歴史博物館 渡部淳氏
13:00	[各館紹介] 高知県立公文書館 高知県立高知城歴史博物館 高知市立自由民権記念館	11:55 昼食・休憩 ※同時開催 各館紹介（再）・オンラインフリー交流
13:45	休憩	13:00 [大会テーマ研究会] 報告③ 「ネットワークで守る地域史料 ～こうちミュージアムネットワークの活動～」 こうちミュージアムネットワーク 高知市立自由民権記念館 筒井秀一氏
13:50	[研修会B] 「土佐和紙と文化財修理用和紙について」 高知県立紙産業技術センター 有吉正明氏	13:50 休憩 ※同時開催 こうちミュージアムネットワーク会員紹介
15:05	休憩	14:30 [大会テーマ討論会]
15:10	[研修会C] 「高知県における住民主体の資料保存活動 ～一家庭の戦争資料を歴史資料に～」 高知地域資料保存ネットワーク 楠瀬慶太氏	15:40 休憩
16:25	終了	15:45 閉会行事
17:30	オンライン交流会	16:15
19:00		

◆◇ 会 場 案 内 (オンライン開催) ◇◆

○大会会場

高知県立公文書館

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目1番10号

TEL088-856-5024

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110202/>

〈館の概要〉

規 模 :

鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 : 4,413.75 m²

延床面積 : 4,466.09 m²

(公文書館 3,169.94 m²)

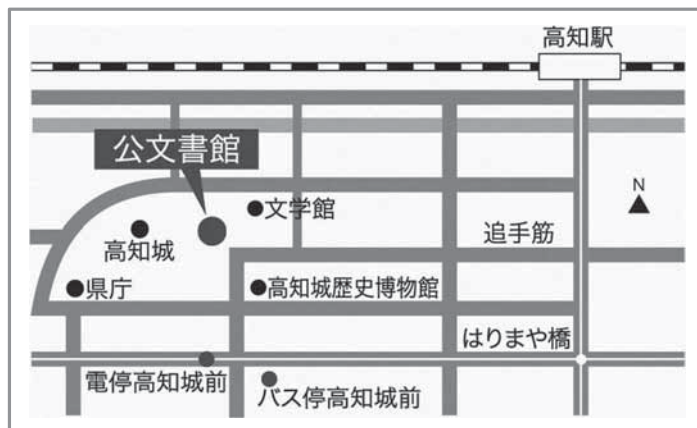
主な施設(公文書館部分) :

閲覧室、展示室、積層書庫

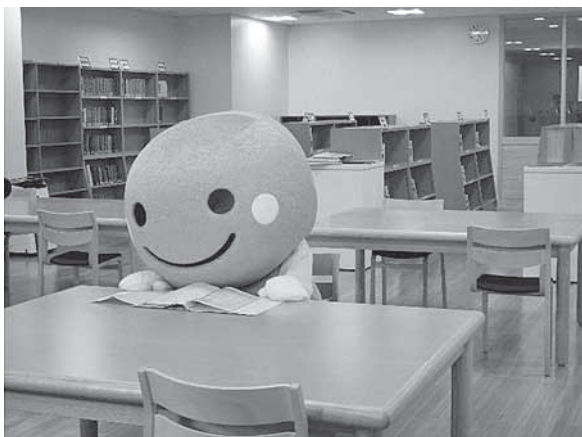
(書庫1～4)、中間書庫、

作業室、事務室、研修室、

会議室



JR土讃線「高知駅」から路面電車・バスにて「高知城前」下車、
高知城方面へ徒歩約5分



公文書館閲覧室とくろしおくん

MEMO

研 修 会

A 学校資料の救済と調査保存活動を支援する

〈意見交換会〉

講 師 目良 裕昭 氏（高知県の学校資料を考える会）

コメンテーター 嶋田 典人 氏（香川県立文書館）

司会兼記録 長谷川 伸 氏（大会・研修委員会副委員長 新潟市文書館）

B 土佐和紙と文化財修理用和紙について

講 師 有吉 正明 氏（高知県立紙産業技術センター）

司会兼記録 新井 浩文 氏（大会・研修委員会委員 埼玉県立文書館）

C 高知県における住民主体の資料保存活動－家庭の戦争資料を歴史資料に－

講 師 楠瀬 慶太 氏（高知地域資料保存ネットワーク）

司会兼記録 藤 隆宏 氏（大会・研修委員会委員 和歌山県立文書館）

学校資料の救済と調査保存活動を支援する

高知県の学校資料を考える会 目良 裕昭

はじめに

高知県の学校資料を考える会（以下、考える会）は、学校資料に関する全国的な関心の広がりを受け、高知県でも議論を深め、保存と活用の機運を高めようと、2019年8月に学校事務職員や学芸員ら有志数名で結成した民間団体です。結成にあたり、以下のような段階的目標を掲げ、「現場運用との関係」や「現場・地域の参画」を意識して、「資料保存」に重点を置いた「現場支援」を行っています。2020年以降、県内の教育委員会等と連携し、主に休廃校資料の救済・調査保存活動を支援しています。考える会の活動と関わった多様な資料群を紹介するとともに、学校資料を地域資料として残していくために、教育現場と地域、関係機関、研究者らでどのような連携が図れるのか、私たちの実践を報告します。

「高知県の学校資料を考える会」の目標

↓

A) 学校資料の保存活用の啓発

B) 学校資料の実態把握

C) 学校資料を守るモデルづくり

D) 学校資料を守る体制整備

keyword

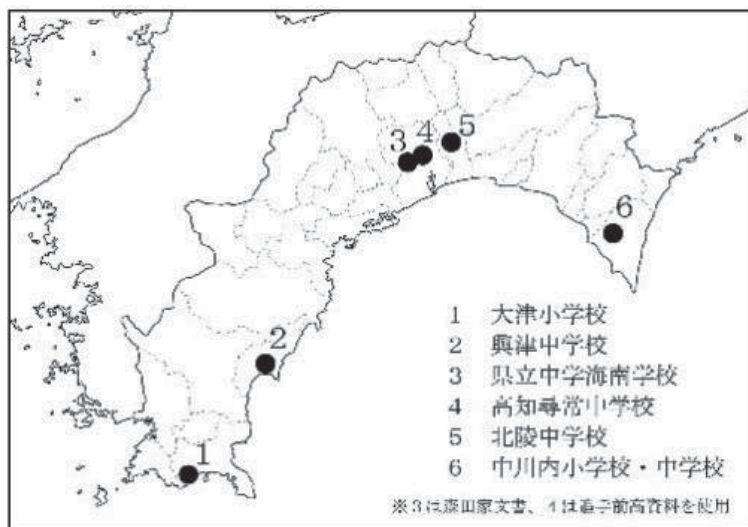
「資料保存」

「現場支援」

「現場運用との関係」

「現場・地域の参画」

考える会が関わった
高知県内の学校資料



1. 考える会の2年間の活動

2019 年	8 月	考える会の発足
	12 月	シンポジウム「高知県の学校資料を考える」開催 (A)
2020 年	6 月	土佐清水市旧大津小学校資料の救済と整理・保存調査開始 (B～D) 「考える会」の発足と活動に関して『地方史研究』に投稿 (A)
	7 月	南国市北陵中学校寄託資料の調査協力 (B)
	8 月	シンポジウム「高知県の学校資料を考える」記録集の発行 (A)
	11 月	高知県市町村教育長会議で「学校資料の保存と活用について」説明 (A) こうちミュージアムネットワーク入会 (A・D)
	12 月	室戸市中川内小中学校資料の調査開始 (B)
2021 年	2 月	土佐清水市でパネル「大津小学校資料の調査速報」の展示 (A・C)
	3 月	旧大津小の資料救済と調査について『こうちMN通信』に寄稿 (A・D)
	5 月	「学校資料による地域史の復元」を『よど』に投稿 (A)
	10 月	学校資料集『学校資料を残す・伝える』の発行 (A～D)

2. 学校資料に関する啓発・普及活動

2-1 シンポジウム「高知県の学校資料を考える」開催 (2019 年 12 月 7 日)

○高知県の学校資料の現状に対する問題提起が目的

(現状) 学校資料の管理・保存体制に課題、2020 年 4 月の高知県立公文書館開館

⇒学校現場における資料の評価・選別・保存・活用の問題、公文書館の役割や重要性をテーマに基調講演と 3 本の報告

嶋田典人「地域資料と公文書の保存・利活用の双方があって豊穡なアーカイブズに」
「公文書館が学校の統廃合に対応しておく（架け橋となる）必要性」

目良裕昭「残そうと思っても残せない学校の環境 ⇒個人情報保護の観点から懸念、クラウド・サーバーによるデータ管理の導入、保管場所の問題」

影山千夏「高校所有の資料を正面玄関奥の階段に展示、学校博物館に」

「(ただし、資料類を) 保存する義務はなく、残し伝えていくために、資料を知ってもらうための公開」

高木翔太「(大分県公文書館では) 平成 28 年に閉校となる多数の市町村立学校長宛に、館長から資料調査への協力を依頼」

「救済・調査ができた学校でも整理はできていない、収集できなかった学校もあり、県立施設として市町村と連携をとることは大事だが難しい面も」



○渡部淳高知城歴史博物館長の司会で進められたシンポジウムでは「県立公文書館は市町村の支援をすべき」「市町村に学校資料等々を保存する公文書館が必要」「学校資料の保存と活用について学校関係者や関係機関の意見も反映できる仕組みづくりを」「県立公文書館に専門職員の配置が必要」と意見が出され、人的配置や行政的なシステム検討の必要性、収蔵スペースの不足などが今後の課題とされた

〔県民に対して〕シンポジウムに先立ち、地元紙の高知新聞が「学校資料どう残す」の特集記事（連続5回）を掲載。当日は多数の来場者を得て、学校資料の存在が一定程度認知された

〔研究者に対して〕シンポジウムの内容と今後の活動を『地方史研究』405号に投稿、シンポジウム記録集を全国の学校資料研究者に送付するなど、高知県での活動を紹介

○2020年8月にはシンポジウム記録集を発行

高知県教育委員会事務局並びに県内の市町村教育委員会事務局、全国の研究者に郵送
⇒研究者からの反応は大きかったが、教育委員会事務局からの反応は薄かった

2-2 高知県市町村教育長会議で「学校資料」に関する説明（2020年11月10日）

○学校統廃合、コロナウィルス感染症対策による全国一斉臨時休業時の片付けなどで学校資料の処分や廃棄が進む現状を顧慮し、2020年9月こうちミュージアムネットワーク（以下、こうちMN）代表と高知県教育長を訪問し、保存と活用の問題提起
⇒高知県市町村教育長会議での説明ができるよう、時間を設定していただく

○市町村教育長が一同に会する会議で、県内で進む学校資料の保存と活用の動き、調査保存された事例を紹介し、保存と活用に関して3つのお願いと2つの提案を行う

- 1）学校資料の保存と活用を図る体制の整備を検討していただきたい
- 2）自治体・地教委・学校現場での動きを広げるため、考える会が周知・説明する場を設けていただきたい
- 3）先進的な実践や取組を参考に、学校資料を残すことができる土台（仕組み）づくりをしていただきたい

提案1）校舎内に「学校資料室」を設置、もしくは休廃校を利用し「学校資料館」として収蔵・公開を検討し、保存・管理の促進を図る

提案2）休廃校を学校資料だけでなく、地域の資料を未来に残す収蔵庫（資料館）へ

○考える会が相談窓口となり、調査保存の初動を手伝うことを呼び掛け

⇒2020年度末に休校となる小中学校資料（室戸市）、庁舎移転に伴う教育委員会事務局保管文書（日高村）の調査を手伝う契機に

⇒室戸市では、休校の校舎を資料保管場所とし、活用や公開を考えていくことに

2-3 こうちMNへの入会と協力依頼

○考える会は、こうちMN（高知県の博物館組織等連携組織）にシンポジウムの開催や

高知県市町村教育長会議での説明に際して協力を仰ぐ

⇒こうした関係をふまえて 2020 年 11 月入会

こうちMNのネットワークを活かし、会員の博物館等に学校資料保存を啓発

2-4 研究誌への投稿、地域での展示

○活動の紹介

- ・ 2020 年 6 月、「動向 学校資料問題」（『地方史研究』405 号）投稿
⇒考える会の発足と活動に関し、全国の研究者に知ってもらう端緒に
- ・ 2021 年 2 月、土佐清水市でパネル「大津小学校資料の調査速報」展示
⇒公民館サークル文化展・発表会で大津地域のテーマ展示の一部として作成
大津小最後の校長が来訪しその様子が高知新聞紙面に掲載されるなど、地域
住民から大きな反響があった
- ・ 2021 年 3 月、「旧大津小の資料救済と調査」（『こうちMN通信』18 号）寄稿
⇒こうちMN会員に考える会の活動を説明し、県内における学校資料保存への
関心を高めるとともに救済保存支援の窓口となることを紹介

○学校資料の紹介

- ・ 2021 年 5 月、「学校資料による地域史の復元」（『よど』22 号）投稿
⇒地方史研究団体の西南四国歴史文化研究会誌に、旧大津小学校資料（「学校沿
革誌」「学校日誌」「校友会誌」「叶崎保勝会記録綴」）を用いて大津地域史の
一断面を復元した小論を投稿。全国の研究者らに抜刷を発送予定

3. 学校資料の救済と調査保存支援（土佐清水市旧大津小学校資料を中心に）

高知県西南部に位置する土佐清水市の小さな海浜集落にあった大津小は、平成 5 年（1993）に休校した。しかし、休校時に学校再開の可能性があったため、校舎は雨漏りの補修が行われ、現用文書や現有備品の多くが統合先の小学校へ移管されずに残された（平成 16 年廃校）。こうした状況を経て令和初めに「発見」された旧大津小学校資料は昭和末期の学校所在資料の総体を明らかにしうる稀有な資料群であり、考える会が中心となって救済と調査保存支援を行ってきた

3-1 資料の救済

○旧大津小学校資料の「発見」と調査支援に至る経緯

- ・ 2019 年、地域おこし協力隊企画の大津地域散策に参加した福田仁記者（高知新聞社）が旧校舎に多数の資料が残存している状況を確認
⇒土佐清水市の田村公利市史編さん室長に相談し、資料の一部を地域資料の保管場所としている旧中浜小に移管
- ・ 福田記者から情報を得た考える会が田村室長に調査支援を打診し、2020 年度から活動を開始することとなった

- ・調査初日に調査チームと土佐清水市教育委員会事務局が会合
⇒教育長・公民館長・生涯学習課長らが参加して下さり、全面的な協力を約束

○救済活動

2020年6月12・13日に実施

12日午後から13日午前にかけて、旧大津小で資料救済を行う

救済した資料は順次、旧中浜小へダンボール箱・パンケースに入れて運ぶ

13日は、旧中浜小での資料整理・旧大津小の資料救済の2班に分かれて作業を行う

午後には救済した資料を全て旧中浜小に搬出

2階奥の教室に運搬し、カーテンを閉める（光対策）、薄用紙で資料の上を覆う（虫害・光対策）等の処理を行う

救済資料は、ダンボール箱・パンケース 75 箱（紙資料）、雑資料 75 点（モノ資料等）

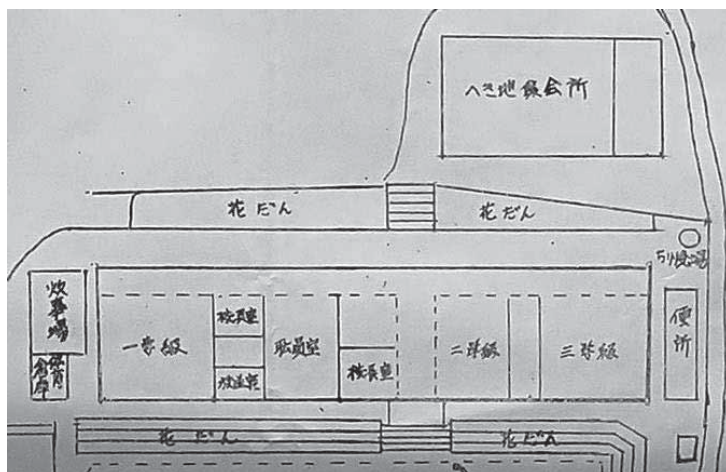


旧大津小
職員室



旧中浜小に搬出した資料

3-2 資料の概要



旧大津小校舎の平面図（図の上が北）

※平面図に記載はないが、放送室の北に保健室、校長室の北に休養室、二学級の東に理科準備室、三学級の東に用具室がある

部屋名	点数	割合
職員室	864	20.2%
校長室	1712	40.0%
休養室	223	5.2%
保健室	320	7.5%
放送室	5	0.1%
校具室	53	1.2%
理科準備室	364	8.5%
用具室	416	9.7%
一学級	1	0.0%
二学級	0	0.0%
三学級	0	0.0%
玄関・廊下	204	4.8%
不明	121	2.8%
合計	4283	

搬出場所と資料点数

○救済時の概況

汚損・損傷がひどい資料、施設破損により搬出が困難な資料を除き、4,283 点を救済

校長室・職員室 救済資料の約 6 割を占める（公文書、プリント類、文集など）

用具室 運動会関連とみられる用具類、図書（かつて図書室であったため）

理科室 標本など教材教具が多く残る

保健室 児童・教員の健診資料、ワクチン接種の資料、保健だよりなど

一学級 様々な資料が置かれていたが、教室の床が抜けており搬出できず

二学級・三学級 資料なし

児童や教職員の個人情報を含む資料が残され、教材教具も移管されずに残ったものが多いのは、学校再開の可能性があったためか（通常の休校ではありえない残り方）

○資料の概要

公文書、プリント類 昭和 30～50 年代が中心で、特に 50 年代が多い

学校運営、研究紀要・集録等、保健関係、児童文集、教職員（人事・服務）等

学校日誌は明治 30 年代から残る

小学校のほか、PTA、大津保育園、校友会、叶崎保勝会などの関連文書を含む

収受文書 土佐清水市校長会、土佐清水市教育研究所、幡多へき地複式教育研究会等

書籍類 一般図書、指導書・教科書、副読本、教職員組合関連等

モノ資料 生物標本（大津海岸採集）、掛図、児童作品等

3-3 資料の整理調査

○調査日程

2020 年 7 月 18 日 1 次整理のための予備調査

箱番号の付与、箱内の資料点数を確認、資料の大まかな分類を行い簡易目録作成

8 月 10・11 日 1 次整理①、クリーニング

資料の詳細目録作成、学校日誌（55/90 冊）撮影

11 月 20・21 日 1 次整理②、クリーニング

資料の詳細目録作成、学校日誌（35/90 冊）及び重要資料撮影

2021 年 3 月 20・21 日 1 次整理③

資料の詳細目録作成、資料保存処理

※ 8・11・3 月の作業で図書類を除く 約 2,000 点の詳細目録を作成

6 月 5 日 重要資料撮影、資料保存処理 ⇒ 今後も継続予定



資料撮影



詳細目録作成



保存処理

4. 学校資料集『学校資料を残す・伝える』

4-1 学校資料集の発行（2021年10月）

○読者対象は教職員・教育委員会事務局職員らを想定

「学校資料とは何か」「なぜ重要なのか」「どのように残せば良いのか」を示す
⇒県内の全学校及び全教育委員会事務局に発送し、啓発を図る予定

○学校資料集の構成

①考える会が救済・整理調査を支援した県内の学校資料を中心に 53 項目を紹介

⇒県内の小中学校で運用される管理規程との関係を付記し、現状の取扱いで当該資料が残るのか残らないのかを示す

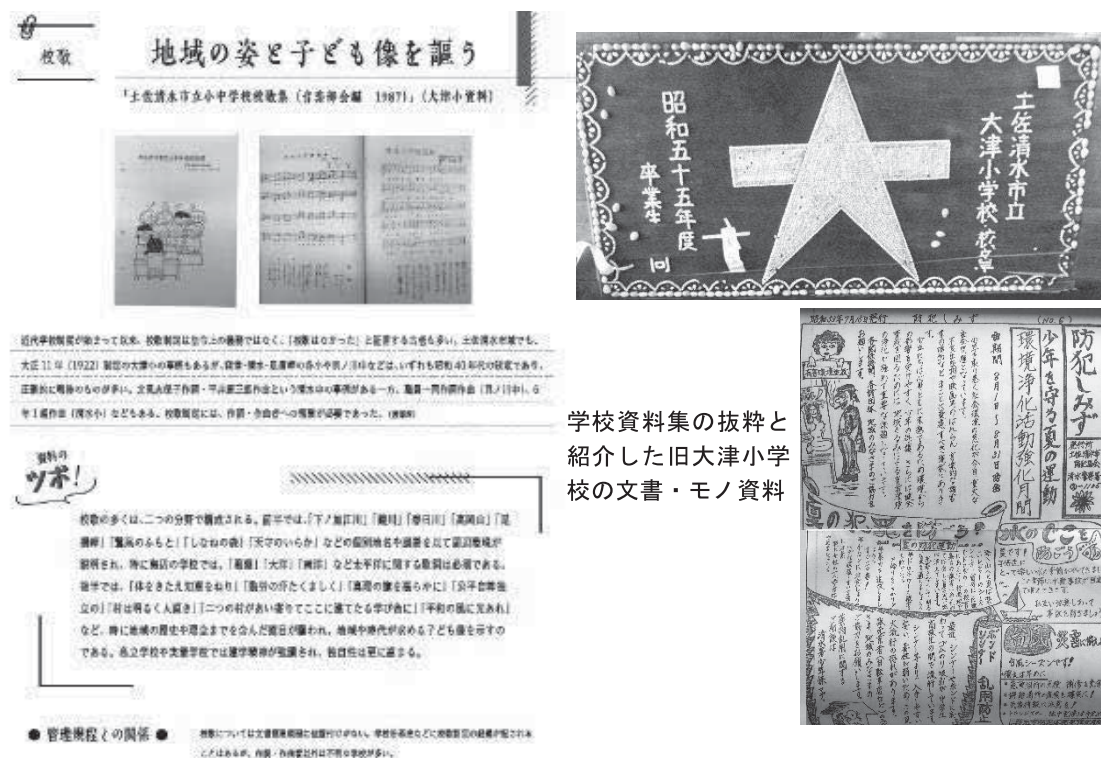
②学校資料に関する基礎知識、旧大津小学校資料の概要、管理規程からみた資料保存、基本的な整理・保管方法、活用の実例

①で多様な内容をもつ学校資料の面白さと価値を知ってもらい、②で学校資料の概要と保存・活用に関する課題や実例を提示することにより、学校や地域で資料保存に向けた動きが高まる効果を期待

○執筆者は小中学校教員・事務職員、大学教員、学芸員、新聞記者等 19 人

学校現場で日頃から学校資料に接している教職員、近代史や自然史の研究者といった多彩な執筆者が様々な視点から学校資料を紹介

⇒執筆者は旧大津小学校資料の救済や整理調査にも協力



5. 学校資料保存の支援と連携（むすびにかえて）

5-1 考える会による学校資料保存の支援

○成果

- ・考える会は有志で立ち上げた民間団体であるため、要請次第で行政や学校の枠組に囚われずに支援することができる
 - ⇒旧大津小学校資料（土佐清水市教委へ考える会から調査協力を打診）
 - 旧中川内小中学校資料（室戸市教委から考える会に調査依頼）
 - 北陵中学校所蔵資料（県立歴史館に寄託された資料を考える会が調査協力）

○課題

- ・一方、民間団体であるがゆえに、支援は限定的にならざるを得ない
 - ⇒学校資料を所有・所蔵する管理者（学校・関係機関）の考えにより、支援の在り様が左右される（支援自体ができないことも）
- ・会員は専門職でない人が多く、本業の合間に支援しており、時間的制約がある
- ・支援活動は無償ボランティアであり、財源は自己資金のみ
 - ⇒考える会の設立以降、3つの研究助成金を獲得し、調査保存活動の旅費や人件費、消耗品費、保存用具費、出版物の印刷経費等に充てている
 - ⇒要請や依頼を受けて支援する場合も基本的に費用請求はしないため、研究助成金等の財源が無くなれば活動が制限される

5-2 考える会をつうじた連携

○考える会をハブとした支援ネットワークの形成

- ・旧大津小学校資料は救済資料数が多かった（4,200点以上）ことから、支援計画を立てる段階で、多人数で複数回にわたる現地での活動が必要と考えた
 - ⇒会員である学校事務職員・博物館職員・新聞記者の人的つながりを基に、高知県内の大学教員や学生、博物館職員等に活動への参加と支援を依頼
 - ⇒現地の土佐清水市職員や郷土史同好会員らも参加
- ・考える会と支援者（大学教員や学生、博物館職員等）、自治体担当者、地域の協力者らが一緒になって救済や調査を実施することで、資料保存のノウハウを拡げ、学校資料がもつ価値を共有する契機になった（50人が参加する活動に）
- ・調査に参加した人文系・教育系の大学生は、現地での活動に参加し資料に直接触れたことで学校資料への関心が高まったという。卒業して教職に就いた者もあり、こうした活動や連携を続けていくことが、小さな一歩ではあるが学校資料保存の啓発につながると考える

5-3 高知県内の学校資料保存活動

○高知県立高知追手前高等学校

- ・学校資料を生徒が日常的に見られるよう、階段スペースを利用し一部展示
 - ⇒資料の年代や簡単な解説を添え、「ミニ学校博物館」に

○室戸市 中川内小中学校（2021 年休校）

- ・室戸市教育委員会の依頼で休校前に 2 回（2020 年 12 月・2021 年 2 月）、考える会が資料調査を実施
 - ⇒旧校舎を市教育委員会管理とし、資料保管場所とすべく進めている
 - ⇒2021 年度中に中川内地域のイベントを開催予定。学校資料を活用した展示も行う計画で、家庭に残る学校資料の収集呼び掛けも検討

○中土佐町 久礼小学校

- ・土佐民俗文化研究会がネットワーク形式（30 人参加）で学校保存民具を整理

5-4 今後の考える会と学校資料保存

- 考える会は民間団体の強みと弱みをふまえ、活動の基本を①救済や調査保存の初動を支援する（管理主体はあくまで学校や自治体）、②考える会の関係者だけで活動せず、支援先の教職員や自治体職員、地域の協力者らとともに行うこととしている
 - ⇒考える会の支援は限定的であることを認識してもらい、学校や自治体、地域で学校資料を継続的に保存・活用していく道筋をつける手伝い

- 会の発足からこれまでの 2 年間は、研究助成費などを獲得して 50 人に及ぶ参加者の活動経費を捻出し、学校資料の救済・調査保存活動と広報・啓発に努めてきた
 - ⇒高知県内における学校資料への関心の高まりに寄与し、旧大津小学校資料など地域資料として重要な学校資料の保存に協力することができた

- これまでのような活動を今後長く継続していくことは体制面・資金面から難しいと考えるが、2 年間の活動で得た人的つながりや学校資料への関心の広がりを活かし、高知県の学校資料保存・活用の相談窓口として学校・自治体・地域・博物館・研究者等をつなぎ、連携の軸となる活動を続けていきたい

○ホームページの開設（2021 年 7 月 30 日）

- ・活動履歴、保存に関わった学校資料の紹介、考える会発行の刊行物 PDF 等を掲載
 - ⇒運用を進め、学校資料保存の啓発と考える会の窓口機能の強化を図る

【URL】 <https://sites.google.com/view/school-archives-kochi>

【QR コード】



○学校資料を守り活用する「土佐清水モデル」の普及へ

- ①旧大津小学校資料調査について、土佐清水市教委（現場）と考える会（協力者）が協力

⇒土佐清水市教委は地域（教員 OB や郷土史同好会）に、考える会は研究者ら（大学教員・学芸員・大学生等）に協力を要請し、ネットワークを形成

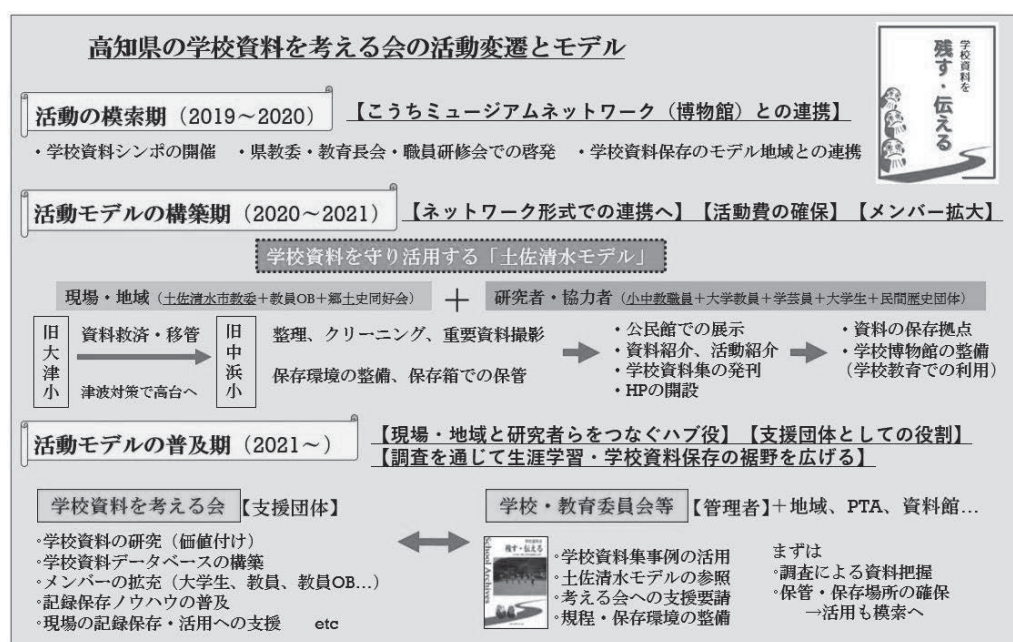
- ②現場・地域と研究者・協力者がネットワーク形式で連携し、活動を実施

⇒考える会主体の資料救済・保存調査ではなく、現場・地域の参画と協働により、救済・調査後に管理者が保存・活用することを意識した現場支援

- ③保存調査した学校資料について、現場は公民館展示や郷土史講座での活用、協力者・研究者は歴史研究や他地域の資料保存活動に活かす

- ④保存調査した学校資料がアーカイブとして利用可能になり、整備された学校博物館（休廃校施設等を活用）で保存・展示される形が一つの理想像

☆旧大津小学校資料調査にかかる2年間の活動は、管理者である土佐清水市教委の熱意もあり、①→②→③と順調に進んだ。④を目指した動きも始まっており、現場・地域と研究者・協力者のネットワークによる学校資料の保存・活用の活動事例（「土佐清水モデル」）として普及させていきたい



【参考文献】

- 楠瀬慶太・渡部淳・目良裕昭・高木翔太 「学校資料による地域史の復元ー土佐清水市旧大津小学校資料の調査より」 西南四国歴史文化論叢 22 号（2021 年 5 月）
- 楠瀬慶太 「土佐清水市旧大津小学校の資料救済と調査」 こうちミュージアムネットワーク通信 18（2021 年 3 月）
- 高知県の学校資料を考える会編 『シンポジウム「高知県の学校資料を考える」記録集』（2020 年 8 月）
- 高知県の学校資料を考える会編 『学校資料を残す・伝えるー小中学校・高校に残る地域資料の世界ー』（2021 年 9 月）
- 目良裕昭・楠瀬慶太 「「高知県の学校資料を考える会」の発足と活動」 地方史研究 405 号（2020 年 6 月）

土佐和紙と文化財修理用和紙について

高知県立紙産業技術センター 有吉 正明

1. 土佐和紙について

高知県の中心、高知市から車で 30 分ほどにあるいの町は紙の町として知られ、町の中心を流れる清流仁淀川の伏流水を用いて手漉き和紙が漉かれています。また、手漉き和紙から発展した製紙会社や不織布製造会社も集積しており、現在、高知県内にはいの町とその南隣の土佐市を中心に、手すき和紙を漉く工房が約 18 軒、製紙関連会社は約 50 社が操業しています。ちなみに、土佐和紙は多種多様な紙が集まった総称で、この中には現在文化財修理に重宝されている楮の薄様紙である典具帖紙も含まれます。この多様な和紙づくりの技術は土佐和紙の歴史の中で育まれてきました。



写真 1 仁淀川の風景

高知で紙漉きが行われたことを示す最も古い記録は平安時代中期に編纂された法令集「延喜式」巻 24 主計上に見られ、朝廷に税として紙を納めた国の一つとして登場します。そのため、和紙の産地としては千年以上の長い歴史があります（ただし、延喜式の中には同じく紙を税として納めた国が土佐を含めて 42 か国あります）。高知で特に紙の生産が盛んになったのは、江戸後期から、明治、大正にかけてです。弘化元年（1844）大蔵永常著「広益国産考」によると、大阪に集まる紙のうち土州（高知）からのものが四分とあり、江戸後期には紙の生産が非常に多かったことが分かります。また、代々土佐藩の御用紙（徳川幕府への献上品や土佐藩が使用する紙）漉きを務める家に生まれた紙漉き職人吉井源太は、万延元年（1860）手漉紙を漉く道具の大型化に成功し、生産効率が飛躍的に向上しました。さらに、明治になり生活様式が一変する中、ペン書きしても滲まない和紙や複写機がない時代に一度に複数枚を複写する機能を持った和紙（記録によれば最高 16 枚を複写した）など、新たな用途に適した和紙を次々と開発し紙の生産量を増やしました。このように道具の改良や新製品開発によって高知での和紙の生産量は増加し、農商務省の統計によると、統計のある明治 18 年（1885）から大正 12 年（1923）までを通して和紙の価額は全国 1 位でした。このような中、高知ではさまざまな原料を用いた多様な和紙づくりの技術が磨かれていったと考えられます。

2. 文化財修理用和紙について

今、身の回りには多くの紙がありますが、和紙が身近にあるという方は少ないのではないかと思います。和紙が生活必需品でなくなった現在において、和紙の機能性が求められる数

少ない用途の一つが文化財修理用和紙です。修復用材料としての和紙の特性は、①保存性の高さ、②柔軟性、③対象に沿う、④折れに強い、⑤透明性、⑥本紙との馴染みやすさ、⑦必要な時に取り外せる可逆性、などが挙げられます。また、文化財修理における和紙の使われ方は様々ですが、代表的な使用方法としては、①文化財の欠損部分を繕うための和紙、②紙文化財の解体修理後、本紙を掛軸や襖などに再度仕立てる際に用いる表具用の和紙、③洋本や新聞のように両面印刷されており、裏側から補強できない修理対象に対して表側から補強する和紙等があります。いずれの使用方法も、最終的には本紙と一体となるため、修理用和紙が本紙に悪影響を与えない安全な素材であることが重要です。しかし、現在和紙と呼ばれる紙は多種多様であり、中には文化財修理には向かない和紙もあります。対象の和紙が修理に適した材料かどうかを判断する一つの方法は、使用する和紙が何の繊維、または繊維以外の材料から構成され、どのような製法で作られたものかを把握する事です。

3. 和紙とは

JIS ハンドブック（P0001 紙・板紙及びパルプ用語）によると和紙は「我が国で発展してきた特有の紙の総称。（参考）手漉き和紙と機械漉き和紙とに分類される。本来は、靱皮繊維にねりを用い、手漉き法によって製造した紙。現在は化学パルプを用い、機械漉き法によるものが多い」と定義されています。しかし、この中の「日本特有の紙」というのはどの時代で区切るかで異なるとらえ方ができるのに加えて、現在は本来の原料である靱皮繊維以外の原料も使用されているとのことから、原料についても特に規定されておらず、非常に曖昧な定義と言わざるをえません。この定義の中の「本来は、靱皮繊維にねりを用い、手漉き法によって製造した紙」という部分は江戸時代までの、主に楮、雁皮、三桠という植物から繊維を取り出して手漉きで作られた紙の事を指していると考えられますが、明治に入ると欧米の製紙技術や科学技術が導入され、それまで日本で発展してきた和紙の世界に影響を与えます。それにより和紙は原料や製法が多様化し現在まで繋がっています。

4. 現在の和紙の原料について

現在の和紙に使われている代表的な原料について紹介します。

1) 楮

日本では古くから和紙の主原料として利用されてきました。楮の栽培は、日当たりが良く水はけの良い斜面が適しており、高知の山間部は楮栽培に適していると言われていました。まだ交通網が発達していなかった時代、山間部の農家にとって楮は冬場の貴重な換金作物として、非常に多く栽培されておりました。紙の原料となる繊維は、木の皮の部分（師部）に含まれる靱皮繊維で、繊維の長さは平均 10mm 程度です。現在身の回りにあるコピー用紙やティッシュペーパーなどの紙の原料である木材の繊維の長さ 1 ～ 4 mm 程度に比べると非常に長く、和紙の特長の一つになっています。



写真2 楮

2) 雁皮

雁皮も楮と同様に日本では古くから紙の原料として使用されてきました。石灰質の岩場に好んで生え、楮のように栽培することができないので、成長の具合にもよりますが少なくとも10年以上育ったものを山で収穫します。しかし、最近は山に入って雁皮を取る人が少なくなり、貴重な原料になっています。楮と同じように木の皮（師部）に含まれている靱皮繊維を取り出して紙にします。繊維の長さは3～5mm程度で、この繊維から作られる雁皮紙は平滑で光沢があり、古くは絵巻や襖などの障壁画などに使用されました。



写真3 雁皮

3) 三桠

枝の先が三つに別れていることからこの名前がついています。収穫は三年に一度で、繊維は雁皮と同様に3～5mm程度です。

三桠は、江戸時代までは楮、雁皮に比べると遥かにマイナーな原料でしたが、明治になり紙の需要が増加すると、雁皮と性質が似ていることから、栽培できない雁皮の代用品として多く使用されるようになります。国産紙幣の原料としても使用されました。



写真4 三桠

4) 木材

木の幹の部分（木部）に含まれる繊維を取り出して紙にします。1850年頃からヨーロッパで製造が始まり、日本では明治20年代に製造が開始されます。木材から繊維を取り出す方法は大きく分けて二つあり、一つは木材または木材チップを物理的に摩砕してパルプ化する方法と、化学薬品を用いて高温高压条件で蒸解し、繊維間のリグニン等の物質を溶解しパルプ化する方法で、和紙に使用される木材繊維は後者の化学薬品を用いる方法で製造される化学パルプがほとんどです。

5) アバカ

マニラ麻とも呼ばれます。バナナと同じバショウ科に属する植物で見た目も似ています。葉の基部は鞘状で茎を包むようになっており、この茎の部分（葉鞘）に含まれる繊維を取り出して紙にします。木材と同様に化学薬品を用い高温高压で蒸解してパルプ化します。繊維は2～6mm程度が多く、紙は強靱で折れ曲げにも強いので、現在の日本紙幣にも使用されるほか楮の代替原料としても使用されています。

6) タイ楮、中国楮、フィリピン雁皮（サラゴ）

外国で栽培された原料を輸入して使用する場合も多くあります。タイ楮は日本産の楮と比べて樹脂分が多いことがあり、書画用紙として使用される場合、漉きこまれた樹脂により墨をはじいてしまうことがあります。また、フィリピン雁皮は名称に雁皮とついていますが、繊維の形態的特徴は三桠の特長に一致しています。雁皮紙として販売されているものの中にはフィリピン雁皮製の紙が含まれていることがあります。

7) ビスコースレーヨン

木材化学パルプを原料とし、主成分であるセルロースを化学反応により誘導体化しアルカリに一度溶かした後、繊維状に再生して製造される繊維です。絹に似せて作った繊維でかつては人絹とも呼ばれました。製紙用には水に分散しやすい長さにカットしたものが使用されます。

5. 現在の楮紙の製法について

和紙の代表的な原料である楮から楮紙を製造する工程を手漉き法を中心に紹介します。

1) 楮の刈り取り⇒楮蒸し⇒皮剥ぎ

楮の葉が落ちた後の12月から1月にかけて収穫し束ねて2時間ほど蒸します。蒸した後は取り出しすぐに皮を剥ぎ乾燥します。この状態の皮を楮の黒皮といいます。剥いだ皮の中に楮繊維が含まれます。

2) 楮へぐり

楮の黒皮の表面の茶褐色の皮、さらに場合によってはその下の緑色の皮を専用の包丁で削り取る作業です。表面の茶褐色の皮及び緑色の皮を全て除いた皮を楮の白皮といい、緑色の皮が残った状態のものを一般的には六分楮といいます。へぐり作業後は洗浄し乾燥して保管されます。このように、楮は黒皮、六分楮、白皮の3種類に加工され、



写真5 皮剥ぎ後の楮（黒皮）

紙漉き職人や機械抄き和紙メーカーはそれを購入して紙を漉きます。使用する皮の種類によって、紙の色や硬さ等できあがる紙の質が異なるほか、後の製造工程も異なってきます。

3) 水漬け⇒アルカリ煮熟⇒洗浄

乾燥状態の皮を水に漬け十分に吸水させたのち、アルカリ煮熟を行います。使用するアルカリは、明治以前は木灰から抽出したアルカリ液や消石灰が使用されていましたが、現在は、炭酸ナトリウム（ソーダ灰）や水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）が使用されることが多いです。強アルカリである水酸化ナトリウムは黒皮に残った茶褐色の皮を溶かすことが可能なため、黒皮を煮熟するのに使用されます。効率的な製法ですが、煮熟時に繊維自体もダメージを受けるため、文化財修理用途には適さない製法です。一方、文化財修理に使用される和紙は白皮や六分楮を用いて炭酸ナトリウムのようなマイルドなアルカリで煮熟して製造されます。

4) 塵取り／漂白

アルカリ煮熟後の原料に含まれる茶色や黄色に着色した塵やヤケと呼ばれる筋状の部分を除く作業です。機械で取り除く事ができないので手作業で取り除きます。なお、塵取りをしないと着色した塵や筋状の繊維が紙に含まれ、綺麗な紙にはなりません。保存性の良い和紙をつくる上で、塵取りは最も時間と労力のかかる行程ですが、避けて



写真6 塵取り作業の様子

通ることができない工程です。一方、強アルカリである水酸化ナトリウムで煮熟した場合は、塵やヤケもある程度溶かして除くことが可能なため、塵取りも簡単に済ますことができます。なお、黒皮を水酸化ナトリウムで煮熟すると、できる紙は茶褐色となるため、白い紙にするには通常次亜塩素酸ナトリウムで化学漂白を行います。

5) 打解⇒離解

水分を搾った原料を打解機という装置で一定時間叩いた後、ビーターという装置を用いて水中で攪拌して繊維を一本一本の単繊維に離解します。

6) 紙漉き

離解した繊維を水の中でかき混ぜて分散し、簀桁という道具で所定の厚みとなるように数回掬って紙を漉きます。紙を漉く際は水中にネリと呼ばれる粘性を持った液体を加えます。ネリは繊維を水中で均一に分散させるほか、簀桁で掬った紙料液の水抜け速度が遅くする働きがあるため、その間に紙料液を動かすことができます。それにより均一な地合いの紙を漉くことが可能になります。

7) 乾燥

漉いた紙は脱水後乾燥します。乾燥は古くから行われる板干による自然乾燥、もしくは蒸気の熱を利用して効率的に乾燥する加熱乾燥のいずれかで行われます。

6. 典具帖紙（楮の薄葉紙）について

典具帖紙は土佐和紙を代表する紙の一つです。もともとは美濃で漉かれていましたが、高知では明治 13 年に初めて典具帖紙が製造されました。明治 14 年に第 2 回内国勸業博覧会に出品された大広巾典具帖紙は、進歩一等賞を受けその後、高知で典具帖紙の製造が盛んになっていきました。明治後期には典具帖紙がタイプライター原紙用紙として適して



写真7 機械抄き楮薄葉紙



写真8 楮薄葉紙による修理の様子

いることが分かり大量に輸出をされました。また、昭和 30 年代にはエンドレス化の要望から機械抄きで製造されるようになります。現在は文化財修理用和紙として国内外で使用され、特に裏から補強が出来ない洋本や新聞など両面印刷された紙文化財の補強に重宝されています。楮の薄葉紙はまさに楮繊維の特長を最大限に生かした紙で、保存性、柔軟性、透明性、紙との親和性など文化財修理に適した素材であるといえます。現在は手漉きでは浜田兄弟和紙製作所、機械抄きでは、鹿敷製紙(株)、ひだか和紙(有)、内外典具帖紙(株)で製造されています。

高知県における住民主体の資料保存活動

—家庭の戦争資料を歴史資料に—

高知地域資料保存ネットワーク 楠瀬 慶太

1、はじめにー活動の概念ー

【高知県の地域資料保存の課題】

- ・過疎高齢化による地域文化の危機（楠瀬 2009・2017）
 - ・地域資料に関わってきた郷土史家の減少
 - ・公的機関の脆弱さ（専門人材不足、収蔵庫問題）
 - ・公文書館の不整備
 - ・大学の地域調査も限定的
- 努力はしているが、体制上どうしても救いたくても救えない資料があるのが実情
- 研究者による「資料ネットワークの不成立地域」
- 公的機関が救えなかったこぼれ落ちていく地域資料を救う体制が不十分

●各家庭に所在する近現代を中心とした地域資料の散逸が深刻

- 民間で歴史文化を守っていく動きも…

【活動モデルがあるからうまくいく～高知県で広がる「地域再生の歴史学」～】

- ・新聞記者として、地域に住み集落の人たちと話す中で感じた「広義の歴史学」の可能性
→ 2011～12年に携わった県内の活動を事例に、「地域再生の歴史学」という地域文化活動のモデルを提唱（楠瀬 2012） 地方史研第 63 回大会「地方史活動の再構築 新たな実践のかたち」

図1 県内各地で展開される「地域再生の歴史学」モデルの活動



- 「高知地域資料保存ネットワーク」「高知県の学校資料を考える会」もモデル活動の一つ
(以下高知資料ネット) (以下学校資料を考える会)

【「地域再生の歴史学」とは？】

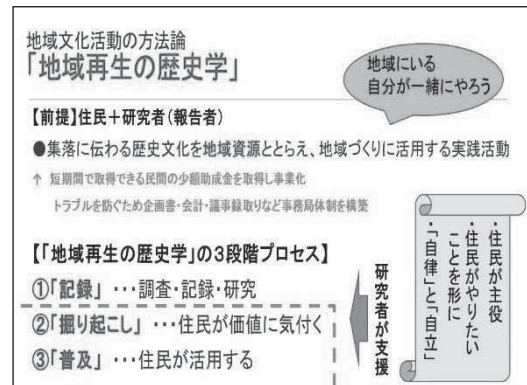
●前提

- ・住民が主体となり歴史研究者が協働する活動
- ・県市域でなく地区や集落単位の小さな活動
- ・集落にある歴史文化を地域資源と捉えて行う

●活動の方法論（図2、楠瀬 2013・2016）

- ・記録→活用（普及）は容易でない。歴史研究・展示は記録止まりがほとんど。
- ・「地域住民＋研究者」での活動が成功の鍵
- ・「記録」→「掘り起こし」→「普及」という3段階プロセス
- ・一緒に「記録」することで、住民に価値意識が「掘り起こし」され「普及」の活動につながる
- ・工学的手論で「記録」を「可視化」することでさらに「掘り起こし」がスムーズに

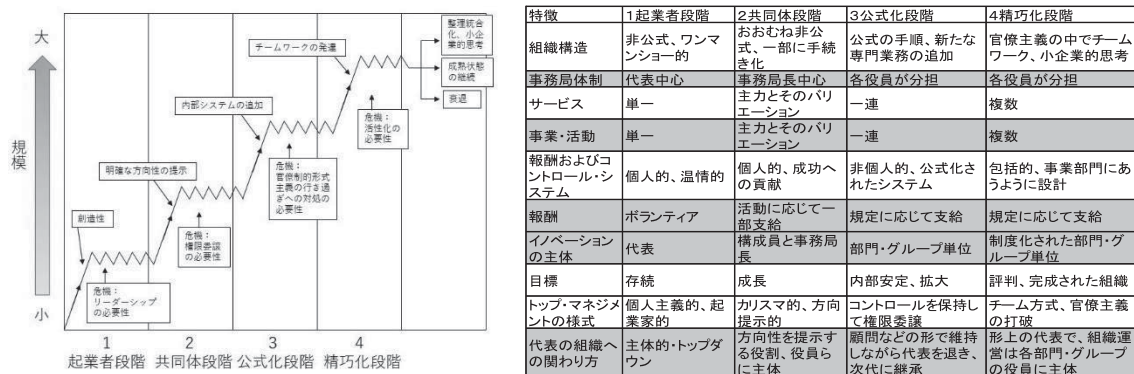
図2 「地域再生の歴史学」の方法論



●歴史文化団体の組織運営の方法論（楠瀬 2020）

- ・個人でなく住民団体での活動がベース
- ・長く活動を継続するために、経営学者・ダフトの組織経営理論で、団体の発展段階や課題を検証していくモデルを提唱（図3）

図3 ダフトの組織論の応用モデル（楠瀬 2020）



●2016 年設立の高知地域資料ネットは、家庭に残る近現代資料を「地域資源」ととらえ、「資料に関心を持つ住民・所蔵者」と「歴史研究者」（大学教員、在野研究者）で、資料の記録・保存とその継承活動を行う地域文化団体である。

→ 5 年間のうちに、上記モデルで組織や活動を構築していった。

●2019 年設立の学校資料を考える会は、高知地域資料ネットの活動をモデルにしている。学校などに残る学校資料を「地域資源」ととらえ、「地域住民や教育委員会職員」と「歴史研究者」（学芸員、大学教員、学校事務職員、在野研究者、大学生）で、資料の記録・保存とその継承を行う地域文化団体である。

→ 初代事務局長は報告者が務める、資料ネットから初期の活動支援、異なる担い手

2、戦争資料ネットの結成－民間発の保存活動－

【結成前史】（楠瀬 2016 より）

年	戦争資料に関する地域活動との関わり	報告者来歴
2007・2008年	大学院生時代、香美市域で荘園現地調査の傍ら約100人に戦争体験を聞き取り。米軍の本土上陸に備えた地域の実態知る。一方で、日中戦争に従軍していた祖父は戦争体験を語らず死去。	大学院生
2009・10年	新聞社入社以降、報告者は戦爭取材を通して県内の記録に関わる人々と交流始める。	本社記者
2011・12年	旧西土佐村（現四万十市）の満州開拓団の子世代と訪中慰霊団に参加。開拓団故地などを巡る中で、「地域で開拓団の歴史を語り継ぐために何かしたい」と提案を受ける。地域に残る古写真・7回に渡る訪中慰霊の写真を展示する「西土佐の満州分村を語り継ぐ写真展」を西土佐地区で開催。遺族会とは別に「西土佐の満州分村を語り継ぐ会」を結成し、資料保存や学校での出前授業、展示施設整備の活動を始める。	支局記者、語り継ぐ会事務局長
2012～14年	同展がきっかけで四万十市内3団体と四万十市教委が連携し、戦争資料展を開催したいと提案がある。中村地区の中央公民館で「幡多と戦争」展が開催され、地域に残る軍事郵便や古写真等が展示される（幡多をテーマにした最初の戦争展）。以後「高知ミモザの会」が中心となり県西部の自治体で、戦争資料展が連年開催される。	支局記者、語り継ぐ会事務局長
2015年	四万十町で十川万山開拓団引揚者協議会や町人権協などが満州開拓関係資料の活字化等の取り組みを進める。土佐山内家宝物資料館（現高知城歴史博物館）の支援で、地域で資料保存の講演会などを開催。 → 活動がきっかけとなり、四万十市出身の児童文学作家・中脇初枝さんが活動参画。四万十地域の開拓団を題材にした小説『世界の果てのこどもたち』（講談社）が出版される。	支局記者、語り継ぐ会事務局長、引揚者協議会アドバイザー
2016年	戦争記録に関わる元教員や郷土史家から、県内で資料散逸が進んでいる旨の相談を受ける。受入先になっていた民間の平和資料館「草の家」も保管・管理体制が十分でなく、行き場のない資料が多々あるとのこと。小幡尚高知大教授・報告者らに呼び掛け、資料散逸を防ぐネットワーク組織設立の協議が持たれる。	本社記者、語り継ぐ会事務局長、引揚者協議会アドバイザー



- 報告者が歴史研究者の立場で関わったことで、高知県西部で戦争資料の発掘や地域の取り組みが進む。その一方で、資料保存が大きな課題に。
- 「公的機関の体制整備を待っていたら資料が散逸していく。民間で何とかしたい」と熱意を伝えられる。戦争資料の掘り起こしに関わってきた地域住民の熱い思いに、歴史研究者（小幡・楠瀬ら）が説得される形で戦争資料ネットワーク結成の流れができる。

【高知資料ネットの結成】 → 災害契機でなく日常的な地域住民の危機感から誕生

- ・2016年5月、県西部の資料展に関わったメンバーらが関係者を参集した「高知戦争資料保存ネットワーク」が、高知の戦争史研究の第一人者である小幡尚教授を代表に10数名で結成。2021年4月に活動の広がりを受け「高知地域資料保存ネットワーク」に改称。
- ・まずは多くの家庭に残り、県民の関心も高い戦争資料に絞った活動から始めることとし、団体名に戦争資料を冠した。資料保存の対応が難しいモノ資料は主な対象とせず、紙資料を中心として記録保存の活動を始めることとした。
- ・目的は、「戦争資料を中心とした地域資料の記録」と「公的機関への資料保存の働きかけ」
- ・政治的活動や平和活動とは無関係、あくまで歴史学による資料の記録保存を行う活動である点を明確に確認した。

【高知資料ネットの組織】

〈役員〉 → 研究者と立ち上げメンバーで構成

代表：小幡尚（高知大教授、近代史） 副代表：望月良親（高知大講師、近世史）

事務局長：大西正祐（団体職員、『二人の特攻隊員』著者）

事務局・会計：楠瀬慶太（高知新聞記者、『秋のしずく』『万山十川開拓団史資料集』編著者）

監査：恒石節子（元高校教員、高知ミモザの会会員、資料所蔵者）

崎山ひろみ（元保険会社社員、元満州会事務局長、資料所蔵者）

〈会員〉

松本瑛子（元高校教員、高知ミモザの会代表、県文化財保護審議委員）、出原恵三（元県立埋蔵文化財センター職員、全国戦争遺跡保存ネットワーク共同代表）、依光浩美（元小学校教員、高知ミモザの会会員、資料所蔵者）、大原純一（元電気保安協会職員、郷土史家）、秋山博子（作家、立教大経済史修了）、甲斐友太（南国市臨時職員、高知大考古学修了）、伊藤嘉高（図書館職員、高知大日本史修了）、宇賀日香里（高知大日本史卒）、別役佳代（元県立文学館学芸員）、今井章博（元自由民権記念館学芸員）、近森啓二（元海上保安庁職員）、横山好史（資料所蔵者、元県庁職員）、森田拓男（資料所蔵者、元銀行員）、福田仁（資料所蔵者、新聞記者）、大西脩子（資料所蔵者、元NTT職員）、織田千代子（資料所蔵者、高知県立大民俗修了）

→ 地域資料に関心を持つさまざまな職種OB、在野の専門畑出身者、資料所蔵者

現役の学芸員、自治体職員は参加せず

→ シニア世代が中心だが、近現代史に関心持つ20代若手も定期的に参加。

長期休暇には大学生も参加（学生のみ育成も兼ねてアルバイト料を支払っている）。

【基礎情報】

（形態）任意団体・規約あり

（定期活動）月1回の定例会（駐車場代のみ実費支給）

（活動拠点）高知市民活動サポートセンター会議室（無料）等

（団体所在地）高知大学小幡尚研究室

（備品管理）事務局宅で管理

（会費）不定、不定期で徴収

（助成金取得歴）日本科学協会、高梨財団、高知県文化財団、大成建設

（情報発信）団体FB（<https://www.facebook.com/groups/404644176658001>）



3、高知資料ネットの活動－定例会は生涯学習の場－

- 民間発のボランティア活動。公的機関主体の「アーカイブズ」や研究者目線の「地域歴史遺産」「ふるさと資源化」などとはアプローチの異なる活動で、地域住民と活動する加藤幸治氏の「復興キュレーション」の活動理念に近い？
- 成果を求める研究活動というより、住民が生史料に触れることで学び合う「生涯学習の場」としての性格を重視している。

(実践活動を通して構築)

【「資料継承のサイクル」をつくる活動モデル】→段階的モデルでなく定期活動のモデル

●前提条件

- ・保管施設を持たない民間の任意団体。寄贈・寄託など資料の受け入れはせず、記録した資料は全て所蔵者に返却する
- ・所蔵者に資料の記録保存作業への参加、公開を前提とした資料の記録を了解してもらう
- ・資料の記録保存、保存用具の提供等は全て無償

●活動内容（図4）

- ・月1回行われる定例会へ相談があった資料を持ち込んでもらい、メンバーが所蔵者と共にクリーニング、撮影、表題付け、中性紙封筒への封入等の記録・保存作業を行う。
- ・資料の相談は個人からが多い。博物館や図書館、自治体の仲介で持ち込まれる場合もある。
- ・資料は中性紙封筒に入れて所蔵者に返却し、資料ネットで作成した資料の記録（聞き取りや資料価値を記した「調査レポート」、「資料目録」、撮影データの入った「DVD」）とともに保管をお願いする。この際紙資料保存の手引書を渡し、保管についても助言する。
- ・撮影データ・資料目録類は資料ネットのハードディスクで保管し、連携するオーテピア高知図書館（県立図書館と高知市立図書館の合築施設）や市町村立図書館に目録集・DVDで収蔵し、貸し出しや閲覧の形で「公開」している。

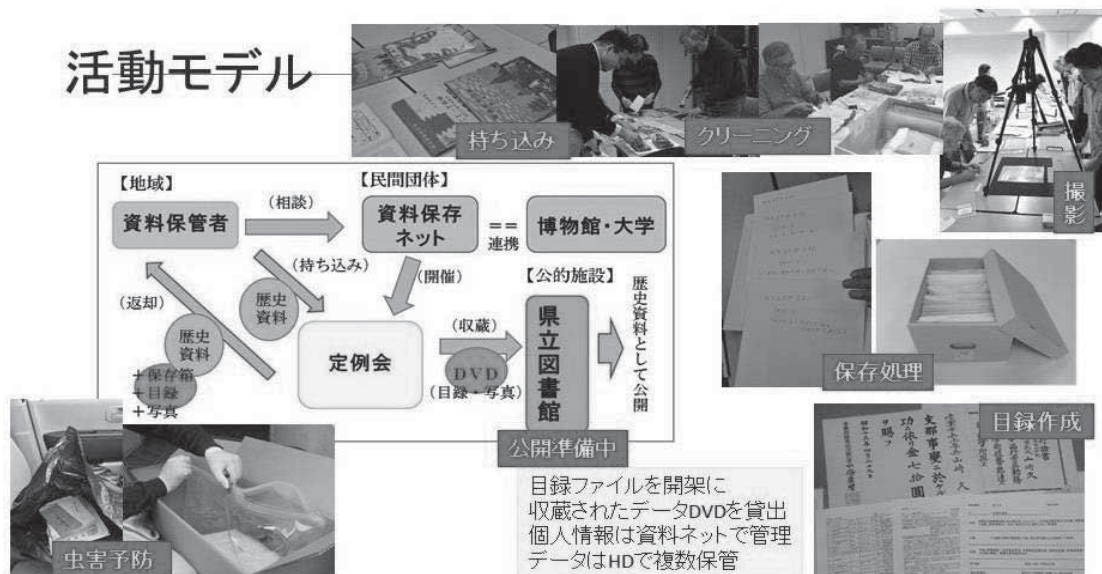


図4 資料ネットの活動モデル

●活動の狙い

- ・活動モデルは、資料散逸の防止や資料公開について公的機関や研究機関のような体制を取れない弱点を克服するために構想。
- ・定例会では、資料 1 点 1 点について大学教員らが解説しながら記録保存を行う。所蔵者に作業を通して家庭資料の歴史的価値を認識してもらい、家庭で大切な歴史資料として保存し、次世代に伝える体制が構築されることを期待している。
- ・保存用具で資料劣化を予防し、資料目録やデータ DVD で閲覧時の資料の劣化を防ぎ、調査レポートや資料目録によって所蔵者が次代に資料の価値を伝えることができる体制も整えている。

→ 所蔵者への啓発を行うことで「資料継承のサイクル」をつくることを目的とした活動

→ 「資料が中性紙封筒に入れて整理されていること」「資料の概要・価値付けを説明できる資料目録が伴っていること」が所蔵者にとって非常に大きい。

●定例会は「生涯学習の場」

- ・高知市民活動サポートセンター会議室で月 1 回の定例会を定期活動として開催。
- ・大学教員らが指導役となり近現代班 2 班、前近代班 1 班の体制で記録保存。
- ・毎回 15 人前後が参加し、資料のクリーニング、撮影、古文書の翻刻、目録作成、中性紙封筒への封入など 3 時間程度作業する。
- ・これまで計 50 回の定例会を開催し、所蔵者宅や保管施設を訪れる外部調査も随時実施。

→・活動は当初立ち上げメンバー中心。近年定例会に参加した資料所蔵者が歴史資料の重要性に気付き、自身も記録保存の活動に携わりたいと常時参加するようになっている。

・作業を通して目録作成や撮影方法を学び、自身の住む地域で資料の記録作業を始めたメンバーもいる。

・活動を通して住民が資料保存のノウハウを学び、定例会の拡充や地域での活動につながる「生涯学習の場」となっている。



定例会の様子

4、資料保存知識の普及

- ・高知資料ネットの小規模な活動だけで資料散逸を防ぐことは困難

→定期活動をしながら資料保存の知識を県内に普及することをもう一つの目標として活動

- ・高知城歴史博物館の田井東浩平学芸員による定例会での講演を元に、冊子『高知の戦争資料を残す・伝える－紙資料の保存活用の手引き－』（2018年 1500部）、改訂版『高知の歴史資料を残す・伝える－紙資料保存の手引き－』（2019年 800部）を印刷し、県内の博物館・図書館で配布してもらっている（ほぼ残部なし）

→ 冊子は高知資料ネットのFBで全文PDFを公開し、ダウンロードできる。



- ・紙資料の劣化プロセスや県内の満州開拓団資料の記録を例にした資料保存のノウハウ説明、クリーニングや自主燻蒸、資料保管の方法、中性紙封筒・保存箱の入手方法などを載せる

- ・資料保存に関わった所蔵者のコラム

→ 家庭に残る近現代資料の重要性を訴え、地域で資料保存に取り組んでもらうことを呼び掛ける。地域でもできる、地域の担い手増加を期待。

5、資料公開とGISデータベース

- 約5年半の記録活動で68件約4千点の家庭・地域の資料を記録。
- 日露戦争・日中戦争・太平洋戦争・空襲関係資料、人口送出率全国4位の満州関係資料、新発見の新聞資料、教育関係資料、近世の浦文書、中近世のいざなぎ流関係文書など
- 2021年度から20年掛かりで始まる新高知県史編纂に寄与する新史料を多数発見

【資料公開】

- ・高度なデータベース等は資金的に構築できないため、図書館という市民が日常的に利用できる施設に、印刷した目録集とデータDVD（図5）を収蔵し、公開してもらう体制
- ・目録集はFB上にPDF公開してダウンロードできるようにし、閲覧希望があった資料画像についてはDVDの形で発送している



図5

- ・公開第1弾として16件1058点を『高知県近現代資料集成I』（2021年1月）に収録。資料目録・撮影画像を上記方式で公開
- 今後近現代資料の目録集・DVDセット『高知県近現代資料集成』と中近世文書の翻刻・写真版を掲載する資料集・DVDセット『土佐地域資料集成』の2本柱で資料公開を進めていく計画
- 研究論文等でも資料紹介を進めていく（小幡2019、楠瀬2019）

【GISデータベースの構築】

- ・記録した資料は全て所蔵者に返却しているため散逸をどう防ぐかが課題

- ・資料保管で困った際、目録に記載された資料ネット事務局の連絡先に相談してもらう
- ・次代の所蔵者を事務局で把握しフォローができる体制を構築

↓〈可視化〉

- ・整理した各資料の詳細や保管場所の位置情報は、Google マイマップを使ったデータベース（CSV 形式、非公開）に登録して事務局で管理（図 6）
- ・南海トラフ地震のリスクのある高知。災害時には GIS（地理情報システム）にデータ入力し、県などが配布する浸水予測や土砂災害予測のデータと重ねて資料の被災状況をトリアージし、資料救済の優先順位を決められるシステムも導入（図 7）



図 6 整理資料のデータベース

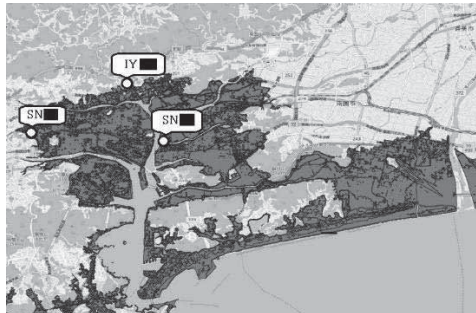


図 7 津波浸水予測と資料所在地を GIS 上に表示した図

6、おわりにー課題と展望ー

【活動の成果】

- ・効率的な資料記録体制 → ある意味、人の少ない博物館より充実した記録体制
 - ・おそらく相当数の散逸危機にあった資料を救済（資料保存の受け皿の一つに）
 - ・目録集の作成を通じて記録後も密な所蔵者との交流
 - ・今の所、記録した資料を廃棄したという情報はなし
 - ・資料受入先の平和資料館「草の家」の資料目録作成、保存管理体制の改善の動き
- 民間のネットワークを利用した低コスト・省力化の息の長い地域資料の保存活動モデル

地域再生の歴史学の3段階プロセス

史料を整理しながら学ぶ

家庭・地域の史料は地域資源

研究者（大学教員等）＋歴史に関心のある人＋資料所蔵者

- 「記録」
定例会での撮影・目録作成、データ化
- 「掘り起こし」
歴史の知識・史料調査の方法が身につく
地域資料の重要性に気付く
- 「普及」
地域資料の保存・調査の担い手に
→ 歴史を学んだ人でなくても研究者と一緒に活動し、学ぶことで担い手になれる
(生の歴史資料に触れられる、研究者、体験者から話を聞ける楽しさ)



地域の歴史資料を守るために
話を聞くだけでなく、実際に活動
「生涯学習」

- 民間団体の月 1 回の生涯学習活動でも、「住民団体＋研究者」でこれだけできる。啓発団体・ネットワークとして活動。同じモデルで担い手（グループ）が増えれば救える、記録できる資料は増える。そのための冊子や目録集。県史編纂も推進力になる可能性。

●民間での資料保存活動のクラスター化に期待

→ 高知県の学校資料を考える会（2020 年～）、南国史談会・南国市教委（2021 年～）、土佐民俗文化研究会（2021 年～）

NPO 法人「すてきなまち・赤岡プロジェクト」、NPO 法人「地域文化計画」、高知文化財研究所・・・にも期待

【今後の課題と展望】

- ・資料ネット→ダフト理論（図 3）の「共同体段階」から「公式化段階」にある。
- ・大規模な広報はしない。資金・人材の身の丈にあった活動が継続につながっていた側面
 - 今後もこの体制を維持する
 - ノウハウを共有しながらグループ・組織間の連携で資料保存活動を広範化させたい
 - こうちミュージアムネット、県史編纂室、公文書館などとの連携（下請けはしない）
 - アーカイブズの共有化・施設所蔵資料との対象化も課題だが、まずはできる範囲から
- ・中核研究者は 30・40・50 代だが、会員はシニア層が中心
 - 世代の広がりや課題だが無理な勧誘はしない
- ・事務局体制も生涯学習の範囲で一記録資料の整理がなかなか追いつかない
 - 専門的知識を持つメンバーへの役割分担（図 3）

●土佐地域史研究会・定期的な地域資料調査での「人材育成・発掘」と「地域資料への目線の掘り起こし」（「私」的な地域活動を通して「公」とは異なる役割）

→ 高知県において〈地域資料を守る〉〈地域社会のために歴史文化を次世代につなぐ〉意識は、公・民ともまだまだ希薄。ネットワークを通して、多くの〈住民＋研究者〉が、歴史文化という地域資源の「記録」に参加する機会をつくり、記録保存への意識を「掘り起こし」、継承や活用といった「普及」につなぐ動きにつなげたい。

【参考文献】

- 岩村通弥 2007『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館
- 奥村弘・村井良介・木村修二編 2018『地域歴史遺産と現代社会』神戸大学出版会
- 小幡尚 2019「高知の戦争資料」『資料学の方法を探る』18 号
- 加藤幸治 2017『復興キュレーション』社会評論社
- 楠瀬慶太 2009「限界集落化の歴史的プロセスに見る山村の未来」『政策経営研究』2009vol1
- 楠瀬慶太 2012「地域再生の歴史学—地方紙記者からの提言—」地方史研究協議会第 63 回大会報告
- 楠瀬慶太 2013「地域で戦争を語り継ぐ」『西南四国歴史文化論叢よど』17 号
- 楠瀬慶太 2013「地域再生の歴史学」『地方史活動の再構築』雄山閣
- 楠瀬慶太 2016a「高知戦争資料保存ネットワークの設立について」『地方史研究』383 号
- 楠瀬慶太 2016b「地域づくりにおける歴史民俗分野の重要性」日本民俗学会第 68 回年会報告
- 楠瀬慶太 2017「絵金屏風の風景 保護と活用のはざままで（全 8 回）」『高知新聞』朝刊
- 楠瀬慶太ほか 2018「高知県における歴史資料のデータベース化試論」『高知工科大学紀要』15-1
- 楠瀬慶太 2019「地域における近現代資料の記録」『西南四国歴史文化論叢よど』20 号
- 楠瀬慶太 2020「地域における歴史文化団体の組織と運営」『地域活性研究』12 号
- 高知戦争資料保存ネットワーク編 2018『高知の戦争資料を残す・伝える』高知大小幡尚研究室
- 高知戦争資料保存ネットワーク編 2019『高知の歴史資料を残す・伝える』高知大小幡尚研究室
- 高知戦争資料保存ネットワーク編 2021『高知県近現代資料集成 I —目録集—』地域資料叢書 21

高 知 県 の 紹 介

ようこそ高知家へ～高知県は、ひとつの大家族やき。～

三宮 久美 氏（大会・研修委員会委員 高知県立公文書館）

各 館 紹 介

- ① 高知県立公文書館
- ② 高知県立高知城歴史博物館
- ③ 高知市立自由民権記念館

ようこそ高知家へ

～高知県は、ひとつの大家族やき。～

大会・研修委員会委員 高知県立公文書館 三宮 久美

【高知市域における主な資料保存機関の設置】

・戦災と震災

高知空襲 1945（昭和 20）年 7 月 4 日

高知県庁、高知市役所、高知県立図書館、高知新聞社が、資料とともに焼失。

昭和南海地震 1946（昭和 21）年 12 月 21 日

津波、家屋倒壊で多くの資料が失われた。

・高知市域における主な資料保存機関の設置

1946（昭和 21）年 高知県立図書館（臨時開館）

1949（昭和 24）年 高知市民図書館

1950（昭和 25）年 高知県立図書館

→両館「オーテピア」内に 2018（平成 30）年

1969（昭和 44）年 高知県立郷土文化会館

→高知県立歴史民俗資料館／1991（平成 3）年

→高知県立美術館／1993（平成 5）年

→高知県立文学館／1997（平成 9）年

1990（平成 2）年 高知市立自由民権記念館

1991（平成 3）年 高知県立歴史民俗資料館

高知県立埋蔵文化財センター

高知県立坂本龍馬記念館

1993（平成 5）年 高知県立美術館

1995（平成 7）年 土佐山内家宝物資料館

→高知県立高知城歴史博物館／2017（平成 29）年

1997（平成 9）年 高知県立文学館

1998（平成 10）年 春野町立春野郷土資料館

2002（平成 14）年 横山隆一記念まんが館

※2003（平成 15）年 こうちミュージアムネットワーク設立

2017（平成 29）年 高知県立高知城歴史博物館

2018（平成 30）年 高知県立坂本龍馬記念館の新館増築

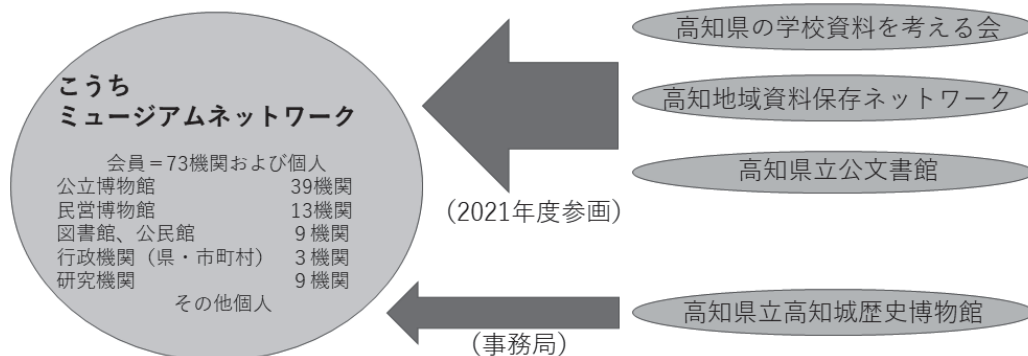
オーテピア（高知県立図書館 高知市民図書館 高知みらい科学館）

2020（令和 2）年 高知県立公文書館／4 月 1 日

※2021 年 第 47 回全史料協全国（高知）大会

ミュージアムネットワークと報告する施設・団体との関係図

～ミュージアムネットを介した「緩やかな連携」～

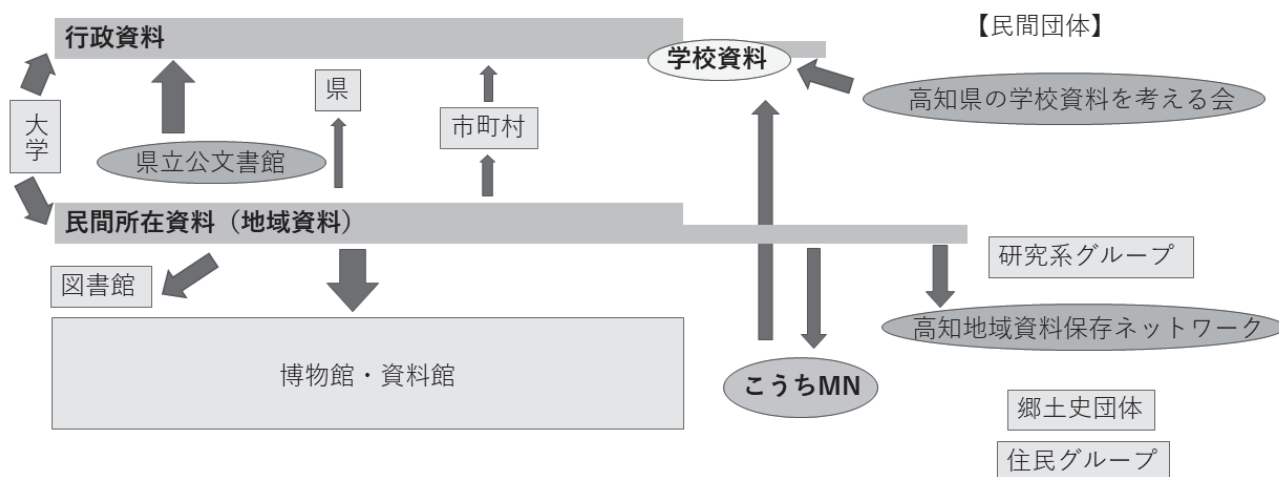


行政や各施設、研究団体がそれぞれ資料保存に取り組み、こうちミュージアムネットワークを通じて情報共有を行い、必要に応じて人的・技術的な支援を図っている。

近現代資料への対応

前近代の資料に比べて、調査も十分でなくフォローの手薄な分野

- ・過疎高齢化による文化の消失危機
- ・行政の専門人材不足
- ・博物館・資料館の収蔵庫問題
- ・博物館・資料館の人材不足
- ・郷土史団体の高齢化
- ・公文書保存はこれから…



各館紹介

- ① 高知県立公文書館
- ② 高知県立高知城歴史博物館
- ③ 高知市立自由民権記念館

① 高知県立公文書館

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目1番10号 電話 088-856-5024 FAX088-856-5014

【沿革】

平成 21 年度	「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」を設置し、歴史公文書の適切な管理や県民への有効活用について提言
平成 24 年度	県立図書館と高知市民図書館の複合化が決定 県立図書館の施設を活用して公文書館の設置を検討
平成 28 年度	「高知県公文書館（仮称）整備基本計画」策定
平成 29 年度	施設改修基本設計及び実施設計
平成 30 年度	「高知県公文書のあり方に関する検討委員会」を設置し、歴史公文書制度を含めた公文書管理全般の統一ルール of 具体的内容を検討 改修工事（平成 30 年 12 月～令和元年 12 月）
令和元年度	「高知県公文書等の管理に関する条例」を公布し「高知県公文書管理委員会」を設置



令和 2 年 4 月 1 日条例の本格施行に合わせて高知県立公文書館開館

【公文書館の概要】

○開館時間：9 時～17 時

○休館日：土・日・祝日、年末年始

※その他入居団体

- ・まんが王国・土佐情報発信拠点高知まんが B A S E
- ・高知城観光ガイド詰所 ・高知県生涯学習支援センター ・高知こどもの図書館

【体制】

- ・常勤職員 7 名、短時間再任用 3 名、会計年度任用職員 4 名の計 14 名

【収蔵資料】

特定歴史公文書等 7,328 冊（令和 3 年 4 月 1 日）

行政資料 1,183 冊（令和 3 年 6 月 1 日）

【書庫の概要】

公文書館書庫は、「中間書庫」（後に歴史公文書となることが多い、知事部局の 30 年保存公文書の集中管理書庫）と「積層書庫」（主に移管された歴史公文書の閉架書庫）

- ・収蔵規模は約 6,000 ファイルメーター
- ・収蔵量（令和 3 年 4 月時点）2,778 ファイルメーター
- ・収蔵率 約 47%（今後約 40 年にわたって収納可能と試算）

② 高知県立高知城歴史博物館

〒780-0842 高知県高知市追手筋2丁目7番5号 電話 088-871-1600 FAX088-871-1619

【沿革】

平成 6 年 1 2 月	山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で合意
平成 7 年 4 月	高知県教育委員会から(財)土佐山内家宝物資料館設立許可 山内家から高知県へ資料の寄託を受ける
平成 7 年 5 月	高知県から財団へ資料管理を依頼され、土佐山内家宝物資料館開館
平成 1 6 年 7 月	山内家から高知県へ資料の移管完了
平成 2 7 年 3 月	新博物館の開館準備に向けて、土佐山内家宝物資料館での展示終了
平成 2 7 年 4 月	法人名を公益財団法人土佐山内記念財団に変更
平成 2 8 年 3 月	高知城歴史博物館が竣工
平成 2 8 年 4 月	財団が高知城歴史博物館の指定管理者に指定される
平成 2 8 年 1 0 月	旧土佐山内家宝物資料館から高知城歴史博物館へ山内家資料約 6 万 7 千点を含む、全収蔵資料の移送作業がはじまる
平成 2 9 年 3 月	高知城歴史博物館が開館

【収蔵資料の概要】

山内家資料	山内家資料以外の他家資料(寄贈・寄託)
歴史資料 61,946	令和 2 年度末までに 4,443
美術工芸 4,883	
合計 66,829	収蔵資料合計 71,272

【高知城歴史博物館の使命】

① 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承

大名家資料群である山内家資料は日本有数の質と量を誇り、学術的、文化的に高い価値を有する。山内家資料を国民共有の文化遺産として、確実に後世に継承する。

② 近世・近代史研究の拠点として学術研究を推進

山内家資料や高知の歴史・文化資料の調査研究を積極的に推進し、大学などの研究機関との連携によって、全国的な学術史研究の拠点の一つとしての役割を果たす。

③ 展示公開などによる全国発信

山内家資料の魅力を伝える展示を開催し、高知の歴史や文化への理解を深める。また、学術研究の結果を、広く県内外に向け発信する。

④ 生涯学習や学校教育の活性化への協力

講座や講演会などの開催によって調査研究の結果を生涯学習に活かし、山内家資料を学習教材に活用することなどにより学校教育とも連携を深める。

⑤ 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与

学術研究や文化活動の活性化に努め、県内の文化施設や地域と柔軟に連携し、地域独自の歴史や文化を活かしたイベントなどに協力し、地域振興や観光振興に寄与する。

【開館時間等】

開館時間 午前 9 時～午後 6 時 ※日曜日のみ午前 8 時～午後 6 時

休館日 年末(12月26日～12月31日)

入館料 企画展開催中 700 円、その他の期間 500 円 ※料金の詳細は当館 HP にて

③ 高知市立自由民権記念館

〒781-8010 高知県高知市棧橋通4丁目14番3号 電話 088-831-3336 FAX088-831-3306

【沿革】

昭和44年9月 市民図書館において近代資料館構想の検討を開始
昭和49年4月 土佐立志社百年特別展開催（高知県立郷土文化会館）
昭和54年4月 市民図書館に土佐近代資料室設置
昭和57年1月 高知市文化行政研究委員会「龍馬を含めた自由民権記念館を提言」
昭和58年8月 高知市文化問題懇話会「自由民権・龍馬記念館建設に関する提言」
昭和61年1月 高知市制百周年記念事業検討委員会「記念施設に自由民権記念館を提言」
3月 高知市実施計画で自由民権記念館建設確定
9月 自由民権記念館展示計画研究委員会設置
昭和62年5月 基本構想について図書館協議会に諮問、8月20日答申
11月 自由民権百年第3回全国集会を高知市で開催
12月 市議会で自由民権記念館用地確定
昭和63年2月 自由民権記念館指名設計競技を実施
4月 自由民権記念館建設準備事務所設置
平成元年 1月 起工式
平成2年 4月 開館、一般公開

【収蔵資料の概要】（令和3年3月31日現在）

（単位：冊，点）

・史料・貴重図書	※	1,278
・家資料・特設文庫・特定事項関係資料	※	43,331
・一般資料（図書、マイクロフィルムなど）		34,060
	計	78,669

※ 未整理分については統計数値に算入していません。

【目的】

「自由は土佐の山間より」と言われるように、近代日本の歴史に土佐の自由民権運動は大きな役割を果たしています。当館の目的は、自由民権運動の資料を中心に、土佐の近代に関する資料を広く収集・保管・展示し、その意義を現代及び未来に生かすことにより、市民自治と文化の新たな発展に寄与することです。

【主な活動内容】

企画展の開催 年2回
館報「自由のともしび」の発行 年2回
自由民権記念館紀要の発行 年1回
高知近代史研究会 年4回
夏休み子ども歴史教室、社会科自由研究作品展などの学校連携事業

【開館時間等】

開館時間 午前9時30分～午後5時
休館日 月曜日、祝日の翌日（ただし翌日が土日、祝日の場合を除く）、
年末年始（12月27日～1月4日）

MEMO

大会テーマ研究会

趣旨説明

報告① 高知県における公文書管理と公文書館の役割 ～県内市町村の実態を含めて～

森下 信夫 氏（高知県立公文書館）

報告② 大名家資料館から県立博物館へ - 使命と活動の広がり -

渡部 淳 氏（高知県立高知城歴史博物館）

報告③ ネットワークで守る地域史料～こうちミュージアムネットワークの活動～

筒井 秀一 氏

（こうちミュージアムネットワーク会長 高知市立自由民権記念館）

大会テーマ討論会

司 会

長谷川 伸 氏（大会・研修委員会副委員長 新潟市文書館）

新井 浩文 氏（大会・研修委員会委員 埼玉県立文書館）

資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ ～連携と支援、高知の挑戦～

全史料協 大会・研修委員会

趣旨説明

令和3(2021)年の第47回全史料協全国大会は、高知県高知市を会場として開催します。「大会のお誘い」で述べたように、今年は全国大会をオンラインで開催します。これも初めての取り組みです。皆様と会場でお会いすることは叶いませんが、高知の特徴や魅力が画面を通じて伝わる暖かな大会を目指します。

令和2(2020)年4月、高知県立公文書館が開館しました。それに先立つ平成29(2017)年3月には高知県立高知城歴史博物館が開館しました。古くからの機関会員もあって、高知県と全史料協は直接・間接的に関係はありましたが、このような資料保存機関の相次ぐ開館により、いよいよ全史料協全国大会を開催する条件が整ったといえます。

高知県には、自由民権、坂本龍馬とその周辺の人々など、高知出身の多様で多彩な人物とその業績をテーマとした特徴ある資料保存機関が多数存在しています。そしてこの資料保存機関のネットワークを基盤に、館や施設に属さない大切な地域の歴史資料を所蔵する団体や市民・個人で資料保存を行っている人々が、個々の活動から分野を越えて繋がり、横並びで「連携」してきました。

大会テーマ「資料保存ネットワークの拡充とアーカイブズ」は、活動規模としては小さいが、資料保存機関の種類や属性に関係なく、資料とのかかわり方を工夫しながら、地域・行政の枠を超えて「つながる、まもる、のこす」活動をしてきた高知県内の魅力的な資料保存活動の在り方を紹介するとともに、県立公文書館や県立高知城歴史博物館の登場により、高知県内の資料保存ネットワークがどのような新しい展開をするのか、その積極果敢な資料保存活動の実践から、地域におけるアーカイブズの役割や可能性を考える趣旨としました。(研修会報告も含めて、高知の熱意が溢れ出る、魅力一杯の特徴的な資料保存活動を体感してください。)

そのキーワードとなるのが「ネットワーク」と、テーマの副題で掲げた「連携」「支援」の考え方です。高知県では、これまで「こうちミュージアムネットワーク」という人と資料と地域をつなぐ、ゆるやかで広がりのある新しい連携の形を意識的に作り出してきました。改めて、人・資料・地域・行政の枠組みを超えて「連携」=つながるネットワークは重要で、それを基盤として、どのように資料を守り、残し、活用するかは次の課題となります。

そこで登場した県立公文書館や県立高知城歴史博物館という新しい資料保存機関は、それぞれの立場から資料保存における新たな「支援」という手段を考え、これを「こうちミュージアムネットワーク」を通じて広げようとしています。これは、高知における新たな資料保存活動への「挑戦」の姿といえましょう。

このような趣旨に基づき、大会テーマ研究会では、大会の主要メンバーで、全史料協の機関会員である高知県内の各館の皆様から、ご報告をいただきます。

報告①では、令和 2 年に新設された高知県立公文書館の理念や活動を紹介していただくとともに、高知県内市町村の「公文書」管理に関する実態調査をもとに、「公文書」の保存・活用に関する現状と課題を明らかにし、高知県における「市町村支援」の方向性について報告していただきます。

報告②では、大名家資料館として全国的にも著名であった旧土佐山内家宝物資料館が、県立高知城歴史博物館に改組することにより、館の使命を高知県全体の歴史資料の保存・調査等における「地域支援」を主要な業務と位置づけ、県内の「支援」センター的な役割を果たすべく活動されている様子をご報告いただきます

報告③では、資料保存ネットワークの要に位置する高知市立自由民権記念館の筒井秀一氏に、地域資料に関わる人材交流の場としての「こうちミュージアムネットワーク」の設立から、現在の幅広い「連携」に至る仕組みと活動を紹介していただきます。そしてネットワーク活動の課題と今後の方向性にも言及していただきます。

高知県内の取り組みは、決して先進的な取り組みではないかもしれませんが、しかし、大家族高知「家」の様な、人と人、人と資料が緩やかに暖かく結びつく地域密着型ネットワークの連携スタイルは、学ぶべきことも多いと思います。近年全国各地でみられる「市町村支援」の動きも視野に、資料保存活動における「地域支援」を打ち出す高知の挑戦に期待したいと思います。

以上、今大会では高知県内の様々なアーカイブズの形や活発な資料保存のネットワーク活動に触れることにより、地域におけるアーカイブズの新たな可能性を、皆様と一緒に考えていきたいと思います。

高知県における公文書管理と公文書館の役割

～県内市町村の実態を含めて～

高知県立公文書館 森下 信夫

1 はじめに

高知県では、令和2年4月1日に公文書管理条例の施行に合わせて県内で最初の公文書館を設置しました。

今回の報告では、当県の公文書管理制度の概要とその中での公文書館の役割について、特徴的なところを中心にご説明させていただきます。

また、文書管理全般に関して県内市町村の取り組みを支援することも当館の役割の一つです。そのための基礎資料として、今年度、市町村の現状やニーズを把握するための調査を行っているところであり、その途中経過についてもご報告させていただきます。

2 高知県における歴史公文書制度に関する取り組みの経過

◇平成7年に知事が公文書館機能を持った新県立図書館を整備する方針を表明し、歴史公文書制度についての検討をスタート

◇県立図書館の移転先の選定や高知市民図書館等との複合施設化の議論に時間を要したこともあり、平成20年頃から歴史公文書制度について本格的な検討を開始

◇平成21年度に「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」を設置

〔 歴史的価値を有する県の公文書の保存のあり方、有効活用の方法を検討
①歴史的公文書の定義、②選別基準 ③保存管理の方法 ④活用 〕

◇制度づくりのための調査検討と並行し、管理台帳や目録の作成、選別の試行などの準備

◇平成23年に県市の新図書館の複合施設化の方針が固まり、この中で公文書館機能については見送られ、公文書館として別に設置する方向となる

◇平成28年度に県立図書館の跡地施設を活用して公文書館を整備し、空きスペースをまんが文化を振興する拠点や生涯学習の場として活用する方針

◇同年度末には「高知県公文書館（仮称）整備基本計画」を策定

◇歴史公文書制度の検討を進める中で、公文書の管理体制の抜本的な見直しや、文書主義の徹底を図るしくみづくりの必要性が浮き彫りとなり、公文書管理条例を制定して公文書のライフサイクルのトータルにわたるルールづくりを行う方針

- ◇平成30年度に「高知県の公文書のあり方に関する検討委員会」を設置

公文書管理法の趣旨を踏まえ、本県における公文書の作成から廃棄、また歴史
公文書制度など公文書管理のあり方をとりまとめ
- ◇これらを基に、令和元年7月に「高知県公文書等の管理に関する条例」を制定
一部を公布日に施行
- ◇同月には「高知県公文書管理委員会」を設置して、条例の施行規則や文書管理規程など
について諮り、運用ルールを整備

3 高知県の公文書管理制度の概要と特徴

3-1 公文書管理条例の概要

- ◇高知県の公文書管理条例は、基本的には公文書管理法に準じた構造
- ◇条例独自の規定
 - ・ 公文書館の設置を規定 ・ 公文書の移管、破棄とも知事（公文書館長）に協議
- ◇県の実情に合わせて制度の実効性を高め、適切な運用が可能となるしくみ（規則等）
 - （例）実施機関に対して保存措置の請求を行う権限を知事から公文書館長に委任
公文書管理委員会が公文書の移管、廃棄とも妥当性を審査

「高知県公文書等の管理に関する条例」の構成

第1章 総則

目的（§1）、定義（§2）

第2章 高知県立公文書館（§4～7）

第3章 公文書の管理

作成（§8） 整理、保存（§9～10） 公文書ファイル管理簿（§11）

移管又は廃棄（§12） 管理状況の報告等（§13） 公文書管理規程（§14）

第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等

保存（§15） 利用請求（§16～19、§27） 利用決定等（§20～22）

利用の方法、費用負担（§23～24） 審査請求及び委員会への諮問（§25）

利用の促進（§26） 特定歴史公文書等の廃棄（§28）

保存及び利用の状況の公表（§29）

第5章 高知県公文書管理委員会（§31～33）

第6章 雑則（§34～39）

（研修、公社等・指定管理者の文書管理 など）

第7章 罰則（§40）

附 則 （施行日前に作成された公文書の取り扱い など）

【第1章 総則】

- ◇「条例の目的」について、めざすところは公文書管理法と同様
- ◇法は適正かつ効率的な行政運営と説明責任を並列の目的としているが、県条例では、
透明化の推進を直接的な目的として掲げ、県民に対する説明責任を果たすことを高次の目的とし、「県政が適正かつ効率的に運営されるようにすること」を究極の目的としている

第1条

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とする。

◇「**実施機関**」は、知事部局をはじめ各種行政委員会、議会、警察本部長、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人

◇公社など県が出資する地方自治法施行令第152条第1項に規定する法人については、自主的な取り組みに対する努力義務を規定（§37）。

【第3章 公文書の管理】

◇規則、規程の制定・改正は、公文書管理委員会がチェック

〔各実施機関の公文書管理規程については、知事が策定した「高知県公文書の管理に関するガイドライン」に則って制定〕

◇実施機関の文書作成義務を明確化

◇公文書の編さん、レコードスケジュールを含むファイル管理簿の作成、
保存期間満了後の移管又は廃棄の措置に関する知事（公文書館長）への協議、
知事（公文書館長）による保存措置の請求

◇県議会については、議決機関としての独立性を確保する観点から、移管又は廃棄の協議（§12-2）及びの保存措置の請求（§12-3）については適用除外

【第4章 特定歴史公文書等の保存利用等】

◇特定歴史公文書等の保存、利用する権利の明確化とその手続、利用の促進は国の制度に準じて規定

◇移管、廃棄とも知事へ協議

【第5章 公文書管理委員会】

◇公文書管理委員会は、知事が委嘱する優れた識見を有する者5名以内で構成

◇担任事項は次のとおり（廃棄だけでなく移管も諮問する運用としている）

- ① 公文書等の管理に関する規則等の制定・改正案の諮問に対する答申
- ② 公文書・特定歴史公文書等の廃棄の妥当性の諮問に対する答申
- ③ 公文書館の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申
- ④ 公文書等の管理に関する重要事項についての実施機関に対する意見

【第6章 雑則】 【第7章 附則】

◇条例施行前に作成された公文書については、本則は適用外だが附則で規定

◇移管、廃棄の手続きは基本的には施行後の文書に準じた扱い

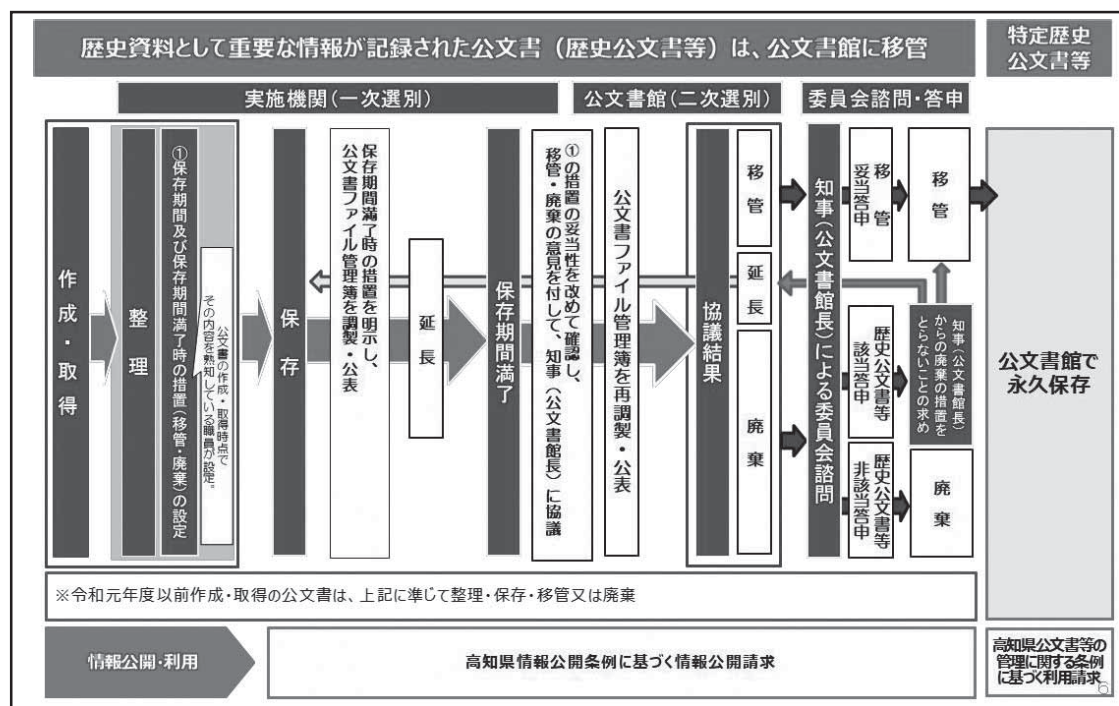
◇公文書ファイル管理簿の作成には経過措置、廃棄の場合は予め公表

3-2 公文書管理制度の特徴

(1) 歴史公文書等の選別・収集における3重チェックの仕組み

- ①実施機関がレコードスケジュールの設定と公表、保存期間満了後の一次選別
- ②公文書館が実施機関からの移管又は廃棄の協議を受けて二次選別
- ③公文書管理委員会の審議

高知県の公文書の管理フロー(条例施行後の公文書)



第一段階

- ◇選別段階のチェックに重きを置いており、レコードスケジュールの設定段階では公文書館がチェックするしくみにはしていない
- ◇文書を作成する県職員がレコードスケジュールの意義や選別の基準について十分理解したうえで設定を行わなければ、その趣旨が生かされない。このため、職員向けの研修の継続的な実施や、監査における指導助言を行っていく

第二段階

- ◇公文書館における選別担当は7名で、実施機関別（知事部局は部局別）の担当制
- ◇移管又は廃棄の協議のあった公文書ファイルのチェックの流れ
 - ①各担当者が確認・選別→チーフによるチェック
 - ※この段階で必要に応じて各所属に問い合わせ、現物確認
 - ②選別会議（館長、次長を含む全担当職員）において検討
 - ※必要に応じて選別案の修正や追加の確認事項に対応→再協議

- ③二次選別案をまとめる
- ④二次選別案を実施機関へフィードバック
 - ・一次選別結果と二次選別案が相違→二次選別案に対する所属の意見を求める
- ⑤実施機関の意見を公文書館で検討し、必要な場合は二次選別案を見直し
- ⑥二次選別結果をもって、公文書管理委員会へ諮問
 - ※一次選別と二次選別の結果が相違している場合は、所属と公文書館の見解を示した資料を作成し、特に丁寧に審議していただいている

第三段階

◇廃棄の場合だけでなく、移管についても公文書管理委員会において審議

※これにより県の公文書の全体像が見える中で選別の妥当性を審議

◇具体的な流れ

- ①目録その他の資料を各委員に予め提出、委員において内容を検討
- ②所属への問い合わせや現物の確認を要するものについて、予め準備して審議
- ③会長の指名による２人の委員による事前の現物確認

※一次選別と二次選別で結果が相違しているものや、事前チェックで抽出した公文書ファイルの現物を１日から１日半かけて確認

- ④現物を確認した委員の報告を踏まえて審議

高知県公文書管理委員会委員名簿

分 野		氏 名	所 属 ・ 役 職
行 政	国立公文書館職員	依 田 健	独立行政法人国立公文書館 上席公文書専門官
情報公開	学識者（法学）	菊 池 直人	高知県立大学文化学部 准教授 高知県公文書開示審査会委員
個人情報保護	法曹関係者	山 岡 敏明 （会長）	弁護士 高知県個人情報保護審査会会長 高知県労働委員会委員（会長代理）
歴史資料	歴史研究者	渡 部 淳	公益財団法人 土佐山内記念財団 高知県立高知城歴史博物館 館長
利用者	報道関係者	福 島 和彦 （副会長）	株式会社テレビ高知 高知県個人情報保護制度委員会委員

(2) 保存措置請求に関する知事権限の公文書館長への委任

- ◇国の制度と同様、条例の規定に基づき知事が実施機関に対して廃棄の措置をとらないよう求めることができる
- ◇その権限を公文書館長に委任
- ◇実施機関と丁寧に協議、調整を行った結果、意見が相違する場合で、公文書館が歴史公文書に該当すると判断した公文書ファイルについて、公文書管理委員会の審議を経て、廃棄の措置を取らないよう求めている（令和２年度は６１件）

(3) 内部監査制度の導入

- ◇国の制度も参考に自己点検・監査の制度を導入
- ◇一部を除き各実施機関の規程において監査責任者の設置や監査の実施について規定
- ◇知事部局と行政委員会の一部は公文書館長が監査責任者
- ◇監査結果は公文書管理委員会に報告する予定

- ①定期監査： 書面監査は全所属を毎年行い、実地監査は概ね5年の間に全所属を行う
- ②随時監査
- 特別監査：公文書管理の運用改善等のためにテーマを設けて実施するもの
 - 個別監査：公文書の紛失等の不適切事案への対応など
 - フォローアップ監査：監査で重大な指摘があった場合等に改善措置の確認と助言指導

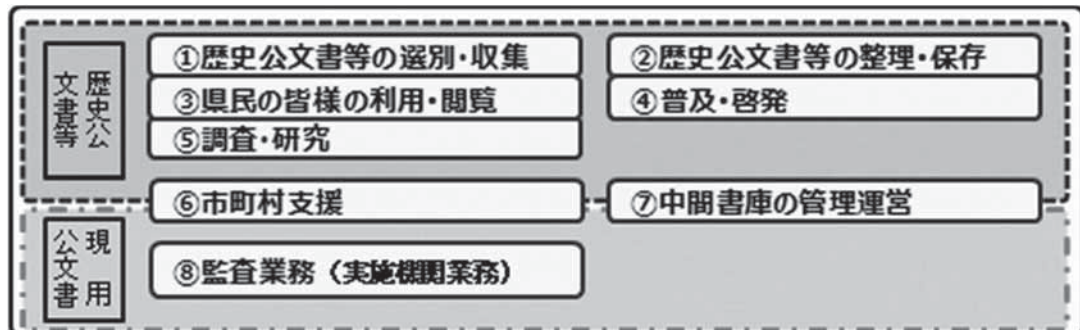
3-3 公文書館の役割と今後の取り組み

(1) 公文書館の役割

- 背景**
- ①戦後の公文書しかない
 - ②古文書を含め歴史資料等を扱う施設が既に整備
 - ③複数の団体が施設に入居
 - ④近隣に教育・文化施設が集積
- 役割**
- ①公文書館はその果たすべき基本的な機能について確実に取り組む
 - ②戦後の県のあゆみに関する情報を中心に提供
 - ③関係団体や機関と連携し、郷土の学びの場を提供

◇条例における設置目的は「歴史公文書等を保存し、利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行う」

◇「高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会」の提言を踏まえ、次の事業に取り組むこととしている



◇公文書館は県の歴史公文書等を保存していくことが基本的な役割

◇地域に残されている歴史的に価値のある公文書を地域で保存活用していく取り組みの後押しを含め、市町村の適切な公文書管理の推進に関する支援も行っていく

市町村支援の方向性

- ・ 公文書管理の適正化、効率化のためのルールづくりの支援
(検討組織への参画や情報提供)
- ・ 歴史公文書の保存利用の推進
(制度の検討、専門機関やネットワークの活用等に関する助言)
- ・ 市町村職員の人材育成
(研修の実施)
- ・ 市町村のニーズに応える個別支援
(当面は文書分類や保管方法の改善、文書管理システムの導入、
文書管理マニュアルづくりなどを想定)

(2) 課題と今後の取り組み

①歴史公文書等の選別の推進、目録の充実

- ・ 条例施行前の公文書の多くは、綴じ方やファイル名の付し方に一貫性がないため
内容の把握が難しい
 - ・ 実施機関の担当職員に選別の考え方が十分浸透しきれていない
- といったことから、確認、調整に多大な時間を要している

- ・ 選別の参考資料の充実
- ・ 実施機関職員向けの研修や監査を通じての指導助言

※利用者の求める情報にアクセスしやすい特定歴史公文書等の目録の作成に努めていく

②戦前の資料の収集

- ・ 当県の公文書は S20 年の空襲により焼失し、戦前のものはほとんど残っていない

- ・ 国立公文書館等に保存されている高知県関連の資料の複製を収集
- ・ 当県が発出した公文書で市町村などに保存されているものの複製を収集

③専門性の向上

- ・ 当館が歴史公文書の専門機関としてレベルアップするためには職員の専門的知識
の向上と技術の習得が不可欠

- ・ 専門研修の充実
- ・ 外部の専門家の活用
- ・ 認証アーキビストの養成

4 県内市町村の状況

- ◇高知県内には公文書管理条例の制定や公文書館の設置を行った市町村はなく、透明性の向上や歴史公文書の保存といった視点にたったしくみづくりも十分には進んでいない状況にあり、今後公文書管理法の趣旨に沿った取り組みが望まれる
- ◇当館ではこうした取り組みをはじめ公文書管理全般について、市町村に対する支援の役割を担っている
- ◇支援を行っていくための基礎資料として、今年度、現状やニーズを把握するための調査を行っている
- ◇今後、個別の市町村のヒアリングなども行う予定

令和3年度 市町村への公文書管理に関する状況調査 調査項目

- ・ 規程（保存期間）の整備 ・ 公文書管理責任者の設置 ・ 公文書の目録の把握
- ・ 文書管理システムの導入 ・ 歴史公文書の位置づけ ・ 保存期間満了後の取扱い
- ・ 書庫の状況 ・ 集中管理の状況 ・ 困っていること

※調査票の詳細については、次ページを参照

調査結果の概要（速報）

- ・ 回答数：34（100%） ・ 回答者：首長部局の文書担当課

文書管理規程を定めている	33	各所属への文書管理責任者の設置	18
公文書の目録の把握	15	文書管理システムの導入	7
歴史公文書の位置づけ	4	保存期間満了後の保存文書がある	20
書庫のスペースに余裕がない	31	集中管理の実施	9
明治～昭和20年頃までの文書 ある＝7 把握していない＝24 ない＝3			

5 おわりに

より多くの県民の皆様に歴史公文書の重要性や当館の存在を知っていただき、広くご利用いただくとともに、重要な公文書をしっかりと後世に引き継いでいけるよう、今後とも職員一同力をあわせて取り組んでまいりますので、全史料協会員の皆様には今後ともご支援ご指導賜りますようお願いいたします。

令和3年度 市町村への公文書管理に関する状況調査

市町村名	
課名・担当者名	
担当業務内容	
連絡先（直通番号）	
メールアドレス	

各設問に該当する回答の左横のチェックボックスに☑を記入してください。
 補足で追記することがあれば、欄外に記入していただいてもかまいません。
 メールに添付して送信する際は、ファイル名に【市町村名】を記入してください。
 ■提出先アドレス：110202@ken.pref.kochi.lg.jp
 ■FAX番号：（088）856-5014
 ■問い合わせ先：高知県立公文書館 三宮（TEL:088-856-5024）

問1 貴市町村の公文書管理の現状について

- ☐ 規程等に保存期間が定められている ☐ 規程等は定められていない

※定められている保存年限を下記に記入してください。↓

--

問2 貴市町村の公文書管理責任者の設置について

- ☐ 各所属に設置している ☐ 文書管理主管課のみに設置している ☐ 設置していない
 →問2－（1）へ →問2－（1）へ →問3へ

問2－（1）貴市町村の公文書管理責任者の役割について（あてはまるものを全てに☑してください）

- ☐ 保存書庫の管理 ☐ 文書目録の把握・管理 ☐ 廃棄文書の把握
☐ 文書管理に関する研修の実施 ☐ その他（ ）

問3 各所属で作成された文書の目録について

（※目録…所属で保有する公文書を一覧表にし、ファイル名、作成年度、保存年限等の項目を記載したもの）

- ☐ 文書管理主管課等で把握できる ☐ 把握していない ☐ その他（ ）

問4 貴市町村における文書管理システムの導入について

- ☐ 文書管理システムを導入している ☐ 文書管理システムを導入する予定である ☐ 文書管理システムは導入していない

《システムの機能について》 （該当するものに☑をお願いします） ☐ 起案（回議書作成） ☐ 保存管理 ☐ 目録作成 ☐ 電子決裁 ☐ 開示請求 ☐ その他（ ）	（令和 年 月～予定） ☐ 導入を検討している、する予定 ☐ 導入は考えていない
--	---

《保存期間を満了した公文書の取扱い等について》

問5 保存期間を満了した公文書における歴史公文書等の区分について

(※歴史公文書等…歴史資料として重要な情報が記録されている公文書等)

- ☐ 歴史公文書等の区分あり ☐ 歴史公文書等の区分なし ☐ 歴史公文書等の区分はないが、歴史的に重要と判断された文書は保存している
- ☐ その他 ()

問6 保存期間が満了したときの公文書の措置（廃棄、保存等）について

- ☐ 予め保存期間満了時に廃棄するか、歴史公文書等として保存するか等を設定している ☐ 保存期間満了時の措置は設定されておらず、定められた保存年限を過ぎれば原則廃棄となる ☐ その他 ()

問7 保存期間満了後の公文書の処理（廃棄等）の判断について

- ☐ 文書管理主管課に協議のうえ、処理 ☐ 各所属の判断で処理 ☐ その他 ()

問8 保存期間満了後に廃棄されずに保存されている公文書について

(※業務上必要と判断され保存期間を延長したものを除く)

- ☐ 保存期間満了後に廃棄されず保存している文書が存在する ☐ 保存期間満了後に廃棄されず保存している文書は存在しない ☐ 把握していない
- ☐ 多数あり ☐ その他 ()
- ☐ 存在するが多くはない

《書庫の状況について》

問9 貴市町村の庁舎内の書庫について

- ☐ 書庫スペースに余裕がない ☐ 書庫スペースに余裕あり ☐ その他 ()

問10 庁舎以外の書庫利用について

- ☐ 書庫を設置している (例：廃校利用等) ☐ 庁舎内のみ ☐ その他 ()

(場所：)

問11 公文書の集中管理について

- ☐ 文書管理主管課が集中管理する書庫あり ☐ 文書管理主管課が集中管理する書庫はない ☐ その他 ()

集中管理する文書の分類

- ☐ 歴史的に重要な文書
- ☐ 保存期間の長い文書
- ☐ その他 ()

問12 明治期から昭和20年頃までの公文書の保存について

- ☐ 保存されているものがある ☐ 把握していない ☐ 保存されていない
- ☐ その他 ()

問13 公文書管理について分からないこと、困っていること等ありましたらお聞かせください。

大名家資料館から県立博物館へ

- 使命と活動の広がり -

高知県立高知城歴史博物館 渡部 淳

1 山内家資料の概要

区分	資料群名	点数
歴史資料	古文書	30,140
	和書漢籍	19,958
	図書	1,834
	古写真	10,014
美術工芸	書蹟	1,340
	絵画	542
	武器武具	1,044
	漆芸品	489
	茶道具	321
	染織品	219
	能面	149
	金属器	72
	陶磁器	53
	諸道具	573
	その他	81
	都合	66,829
		歴史資料 61,946 美術工芸 4,883

【重要文化財】

「長宗我部地検帳（368 冊）」

【国宝】

「古今和歌集巻第廿（高野切本）」

【重要文化財】

「備前長船兼光（建武三年）」

「備前長船兼光（文和四年）」

2 「山内資料館」から「県立城博」へ

平成 3 年（1991）『土佐藩主山内家歴史資料目録』（高知県教育委員会）発刊

6 年 12 月 山内家資料の保存に関する基本方針を山内家と高知県で締結

7 年 4 月 財団法人土佐山内家宝資料館設立（県・高知市出捐）（県補助金）

〈現：公益財団法人土佐山内記念財団〉

Tosa Yamauchi family treasury and [archives](#)

「この法人は、土佐藩山内家に伝わる美術工芸品、古文書などの宝物資料を県民共有の文化遺産として適切に保存するとともに、その展示等活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。」（寄付行為）

- ◆館長〈非常勤〉・事務局長・事務・学芸員〈非常勤・歴史・近世〉
- ◆平成8年度 学芸員の常勤化
- ◆ 10年度 学芸員〈歴史・近世〉←歴史強化〈基本方針：各分野に高い専門性〉

（参）連携企画とミュージアムネットワークの設置

平成13年度 山内一豊入国400年連携企画展「ひと もの ころ」

単館企画の提案から連携企画へ変更

終了後、高知県人材育成事業として「こうちミュージアムネットワーク」設立

〈16年7月 山内家資料の移管完了〉

- ◆学芸員〈歴史・近世→中世〉←歴史強化・守備範囲拡大
- 学芸員〈美術〉 ←美術配置
- 学芸員〈保存〉 ←高知県の保存担当学芸員→講座・講習会開催
→保存修理室の共用

〈20年 山内家資料の保存等検討委員会〉

〈22年 新資料館基本構想検討委員会〉

〈24年 公益財団法人土佐山内家宝物資料館〉

「この法人は、旧土佐藩主山内家伝来の古文書・美術工芸品及び県内外の諸機関ならびに個人所蔵の高知県に関わる歴史的資料その他を文化遺産として適切に保存し、調査研究・公開・情報発信することにより、教育・学術・文化の振興、ならびに地域活性化・観光振興に寄与することを目的とする。」（定款）

- ◆学芸員〈美術〉 ←美術複数化
- 学芸員〈歴史・近世〉 ←近世史補充
- 学芸員〈歴史・近代〉 ←守備範囲の拡大
- 学芸員〈教育普及〉 ←教育普及の専門化
- 企画員〈地域連携〉 ←地域連携の重視

〈27年 公益財団法人土佐山内記念財団〉 〈28年3月 土佐山内家宝物資料館閉館〉

- ◆総務主事〈広報〉 ←広報事業の専門化

〈29年3月 高知県立高知城歴史博物館開館〉（指定管理者制度導入）

3 高知城博の使命と組織

設置及び管理に関する条例（平成 27 年 7 月 17 日条例第 51 号）

「旧土佐藩主山内家に伝来した山内家資料を核として、近世から近代に至る高知の歴史文化に関する資料等を保存し、調査研究し、展示し、及び教育普及に活用することにより、県民文化の振興に寄与するとともに、県内の文化施設及び地域と連携して歴史及び文化による交流を支援することにより、地域振興及び観光振興に寄与するため、高知県立高知城歴史博物館を高知市に設置する。」

〈5つの使命〉

- (1) 山内家資料や地域の歴史資料の保存・継承 → 収蔵庫／保存修理室
- (2) 近世・近代研究の拠点として学術研究を推進 → 調査研究室
- (3) 展示公開などによる全国発信 → 展示室／閲覧室
- (4) 生涯学習や学校教育の活性化 → ホール／実習室／和室
- (5) 歴史や文化を活用した地域振興・観光振興への寄与 → 情報コーナー／北ステージ
→ 地域連携機能の明確化（参）指定管理料内にミュージアムネットワーク補助金

◎組織と基本事業

総務課 庶務、経理、広報、受付

学芸課 山内家資料を中心とした調査・研究、保存（課内室）、展示・公開

企画課 教育普及、地域連携（個人・団体・集落）

4 「志国高知 幕末維新博」の開催

〈平成 29 年 3 月～31 年 1 月〉

地域文化施設支援の実施（調査・展示・解説他）〈観光振興部委託〉支援員 2（契約）

→ 終了後常勤化（学芸員・調査員）〈文化生活スポーツ部委託〉

＋ ミュージアムネットワーク事務局（契約）→ 令和 3 年から指定管理業務内事業

→ 施設支援機能の永続化

5 地域企画課の設置と連携・支援体制の強化

【職員構成】常勤 15 嘱託 2 契約 14 臨時 1

◎館長／次長／副館長／事務局長

◎総務課（庶務 経理 広報 受付）

常勤 2 課長（兼事務局長）／広報

嘱託 1 経理

契約 8 庶務／受付／解説

◎資料学芸課（山内家資料 展示 保存 山内家墓所管理）

常勤 6 学芸員（課長〈歴史〉／歴史 2／美術 2／保存室長 1）

嘱託 1 山内家墓所

契約 2 情報管理・公開

臨時 1 学芸補助

◎教育普及課（生涯教育 学校教育）

常勤 2 学芸員（課長〈兼副館長・歴史〉／教育普及 1）

契約 1 教育普及

◎地域企画課（地域連携 施設支援）

常勤 4 学芸員 2（課長〈兼館長・歴史〉／歴史 1）

調査員 1 情報管理

企画員 1 地域連携

契約 2 地域連携／ミュージアムネットワーク事務局

【事業一覧】

（１）資料の保存管理

ア 収蔵環境の調査と環境整備

イ 資料修復の実施

ウ 資料保存相談窓口

エ 資料保存修理室の運用（文化施設共用）

（２）調査研究

ア 収蔵資料情報データベースの充実

イ 古文書副本作成およびマイクロフィルムのデジタル化

（３）展示・公開・情報発信事業

ア 常設展示 イ 企画展示 ウ 情報公開

（４）学校教育・生涯学習への協力

ア 生涯学習への協力

①一般向け講座「城博講座」

・ 歴史講座 ・ 古文書講座 ・ 美術工芸講座 ・ 高野切講座

・ 保存修復講座 ・ 資料整理保存講習会 ・ 日本の文化講座

②子ども向け体験講座

・ 博物館バックヤードツアー

・ 楽しく、学ぼう！高知城！

・ 夏休み工作教室

③外国人向け体験講座（Japanese Cultural Experience）

④歴史文化催事の開催

・ お月見の会 ・ 梅漬けの会 ・ お正月の会

⑤児童クラブ（小学生）への学習協力

⑥観光シーズン対応ワークショップ等の開催

夏休み 博物館クイズラリー

イ 学校教育との連携

- ①教育委員会・教育センター等、学校関係者との各種協議
- ②教育委員会等主催の教員研修への協力
- ③学校見学の受け入れ
- ④ミュージアムバス事業（学校招待バス事業）
- ⑤学校への出前授業の実施
- ⑥学校への教材資料の貸し出し、教材シートの提供
- ⑦学校の校外学習への協力
- ⑧職場体験学習（キャリア教育）への協力
- ⑨博物館実習生の受け入れ
- ⑩インターンシップの受け入れ

（５）地域振興・観光振興への協力

ア 高知城と城下町を活用した高知市中心市街地との連携

- ・まちゼミ（高知商工会議所他）歴史文化行事参加
- ・子ども向け「高知城探検パンフレット」「城下町探検パンフレット」配布

イ 年中行事や祭り・食文化等に注目した高知市中心市街地との連携

- ・日曜市料理教室 県内各地の郷土料理研究グループと連携
- ・お城下でみる土佐国（民俗芸能紹介）

ウ 県内博物館施設との連携・協力

- ・高知お城下文化施設の会（通称：お城下ネット）事務局
「お城下文化の日」開催 「お城下文化手帳」配布
- ・土佐藩・土居関係資料所蔵博物館連携協定 事務局
- ・1階県域コーナーならびに城下町コーナー 県内文化施設の各種情報紹介

エ 地域資料への調査協力

- ・個人等からの資料相談対応等
- ・戦争関係調査 旧満州引揚者への聞き取り
- ・〔高知大学 学芸員資格課程連携〕土佐神社所蔵資料調査

オ 地域を対象とした調査研究

- ・出張講座（年2回）
- ・『地域記録集 土佐の村々』発行

カ 地域を対象とした地域展の開催

- ・「仁淀川流域展」

キ 地域における歴史文化活動への協力

- ・四万十市 佐竹音次郎に学ぶ会 資料調査講習会講師
- ・四万十町 教育委員会・高知大学 襖解体・整理講習会講師
- ・高知市 高知県立大学 「地域学実習Ⅰ」講師
- ・四万十町 教育委員会 古文書ワークショップ講師
- ・高知市 寺田寅彦記念館友の会 寺田家墓石調査協力

ク 地域における歴史文化等の紹介・普及

- ・木育ワークショップ 高知県木材普及推進協会と連携
- ・土佐茶のふるまい 県内の茶生産事業者と連携
- ・地域散策会 「城下町散策会—下町を歩く—」

ケ 地域連携事業の周知広報

- ・博物館ホームページ内の特設ページ「地域のみなさまへ」にて事業周知
- ・パンフレット「地域の歴史と文化の？に、高知城博が答えます！」配布

コ 県内市町村文化施設への支援・協力

①市町村文化施設の諸活動に対する支援・協力

- ・資料整理・保存、調査、展示・解説など文化施設の諸分野に関する相談窓口
- ・所蔵資料目録編成への協力：調査整理・目録刊行支援
- ＜支援対象館＞北川村中岡慎太郎館（利岡家文書：1,271 点）

四万十市郷土博物館（歴史資料：2,565 点）

②市町村文化施設で活用できる専門情報の集約・提供

- ・研究一覧刊行に向けた情報収集、データ化作業
- ・『高知に関する研究・文献目録(歴史・考古・民俗)—令和元年度—』刊行
- 『高知の研究文献一覧』（明治～平成 30 年度）編集
- ・資料集の編集検討・情報収集開始

③資料情報の共有化と公開

- ・県内資料情報の収集・データ化、一元管理化と横断検索システム構築の検討

④地域の文化施設活動に関わる人材の育成

- ・地域学芸員養成講座の開催：県内 3 箇所（東部・中部・西部）で各 10 回開催

⑤県内文化施設の連携強化：「こうちミュージアムネットワーク」の事務局

（6）地域の課題解決支援事業

ア 地域資料の保存推進および教育活用への協力

「地域学芸員養成講座」の参加者象バックヤード見学・展示解説会

（7）学術研究および文化学術振興活動への助成（通称：山内基金）

〔研究部門〕高知県の歴史や文化に関する学術研究への助成

- ・国立研究開発法人海洋研究開発機構（代表者 谷川亘氏）

「大名墓所の石材来歴の同定と歴史文化的変遷の考証」

〔地域部門〕高知県内の地域を対象に学術研究又は文化的活動・教育的活動への助成

- ・Team Makino（チーム マキノ）

「土佐の伝統野菜「牧野野菜」の復活と保存に向けた取り組み」

（8）国史跡 土佐藩主山内家墓所の管理（国・県の補助金）

（9）国分寺古文書調査（補助金「（県教委）ふるさとの文化遺産保存推進対策事業」）

ネットワークで守る地域史料

～こうちミュージアムネットワークの活動～

こうちミュージアムネットワーク会長 高知市立自由民権記念館
筒井 秀一

1. はじめに 高知市域における主な資料保存機関

(1) 戦災と震災

高知空襲 1945（昭和 20）年 7 月 4 日

高知県庁、高知市役所、高知県立図書館、高知新聞社が、資料とともに焼失。

昭和南海地震 1946（昭和 21）年 12 月 21 日

津波、家屋倒壊で多くの資料が失われた。

(2) 高知市域における資料保存機関の設置

1946（昭和 21）年 高知県立図書館（臨時開館）

1949（昭和 24）年 高知市民図書館

1950（昭和 25）年 高知県立図書館→両館「オーテピア」内に 2018（平成 30）年

1969（昭和 44）年 高知県立郷土文化会館

→高知県立歴史民俗資料館／1991（平成 3）年

→高知県立美術館／1993（平成 5）年

→高知県立文学館／1997（平成 9）年

1990（平成 2）年 高知市立自由民権記念館

1991（平成 3）年 高知県立歴史民俗資料館

高知県立埋蔵文化財センター

高知県立坂本龍馬記念館

1993（平成 5）年 高知県立美術館

1995（平成 7）年 土佐山内家宝物資料館→高知県立高知城歴史博物館／2017（平成 29）年

1997（平成 9）年 高知県立文学館

1998（平成 10）年 春野町立春野郷土資料館

2002（平成 14）年 横山隆一記念まんが館

※2003（平成 15）年 こうちミュージアムネットワーク設立

2017（平成 29）年 高知県立高知城歴史博物館

2018（平成 30）年 高知県立坂本龍馬記念館新館増築

オーテピア（高知県立図書館 高知市民図書館 高知みらい科学館）

2020（令和 2）年 高知県立公文書館／4 月 1 日

※2021 年 第 47 回全史料協全国（高知）大会

2. こうちミュージアムネットワーク

（1）設立経過

①2001（平成 13）年度「山内一豊入国 400 年共同企画」の成果

②高知県平成 14 年度文化施設人材育成事業（高知県文化環境部文化環境政策課）

（県立施設による「設立検討会」10 回・アンケート調査（調査対象 133 施設，回答数 50 施設）・県内 3 ヶ所の意見交換会

→「こうちミュージアムネットワーク設立検討会報告書」）

③2003（平成 15）年 3 月 5 日 設立発足式、記念講演会

（2）目的

①高知県における博物館施設及びその他資料の研究・保存・展示・公開を行う文化施設並びに文化行政機関・教育機関において情報を共有し、共通問題の検討・協議を通して職員の資質向上を図り、県下の文化施設の活性化及び県民の求める文化的サービスの提供を促進することを目的とする。

→会員間の情報共有と関係者の資質向上

（3）体制

①会員 73 機関

公立博物館類（歴史、美術、文学、動植物、水族、地質、科学、公文書）39 機関

民営博物館類（美術、民俗、平和、宝物、その他）13 機関

・金剛頂寺霊宝館

・定福寺豊永郷民俗資料館

・竹林寺宝物館

・平和資料館草の家

・龍河洞博物館

・藁工ミュージアム

図書館、公民館 9 機関

行政機関類 3 機関

研究機関類 9 機関

・高知県の学校資料を考える会

- ・高知地域資料保存ネットワーク
- ・四国自然史科学研究センター

②会長・幹事会長・幹事会（14 機関）・事務局（高知城歴史博物館）

③幹事会を企画調整部会、研修教育普及部会、地域資料調査部会に編成

（４）活動（「令和３年度事業計画」より）

※これまでの活動は、『こうちミュージアムネットワーク通信』参照

「こうちミュージアムネットワークホームページ」<https://www.kochi-mn.net>

①企画調整部会

- ・「廃藩置県 150 年」事業（「リョーマの休日」への協力）
- ・機関紙『こうちミュージアムネットワーク通信』発行

②研修教育普及部会

- ・情報交換会／研修会／見学会
- ・専門的職員リスト作成
- ・児童クラブに関する情報提供
- ・小津高校SSH事業への協力（５年目）
- ・高知市広報あかるいまち「歴史万華鏡」リレー連載

③地域資料調査部会

- ・災害時の資料保存ネットワークの構築に関する情報収集
- ・災害時の会員館における協力体制の検討
- ・県内地域資料、公文書等の保管状況に関する情報収集
- ・廃校の利活用の検討
- ・県史編さん室との連携
- ・高知県の自然史標本の情報を県民と共有するための事業

（５）特徴

- ①博物館だけに限定せず、多様な分野からの参加がある。
- ②会員の連携を重視し、資質向上と交流の場作りに努める。
- ③機関紙、ホームページ、共同事業など、外への発信に取り組む。

※共同事業の例

- ・2010 年の NHK 大河ドラマ「龍馬伝」に関連して、「幕末維新の土佐・志の時代展」（前期 14 館、後期 21 館）開催、「幕末ゆめ道場・幕末維新の土佐 博物館学芸員巡回講座」開催、『幕末維新の土佐 探訪図絵』発刊
- ・2019 年県事業「志・とさ学びの日」に連携し、『高知カツオ県民会議』と共同し、商店街にブースを設置、21 会員が趣向を凝らした「学び」を提供。

- ・2021年県事業「リョーマの休日」に協力、「廃藩置県150年」をテーマに、展示、巡回講座、冊子発刊に取り組む。

→学芸員や現場の職員、市町村等の小規模館を意識

3. 地域資料調査保存活動

(1) 高知県の地域資料を取り巻く状況

①公的機関所蔵

- ・自治体史編さん事業等で収集した資料
- ・市町村合併に伴う旧役場文書

②民間所蔵

- ・過疎化高齢化に伴う散逸
- ・世代交代、家屋解体に伴う廃棄

③各種災害、特に南海地震の津波によって、多くの地域資料が失われる可能性。

④専門人材の不足

⑤収蔵場所の確保

(2) 研修

- ・2003年 設立記念講演「災害に学ぶ記録史料の危機管理と災害対策」
- ・2004年 「公文書資料保存に関する講演会」安藤正人（国文学研究資料館史料館）
- ・2011年 「東日本大震災から古文書を守る―史料保存の現場から―」
平川新（NPO法人宮城歴史資料保存ネットワーク）
「南海地震に備える―地震自身のメカニズムと被害―」
岡本眞（高知大学教授）
「水害による被災資料の対処方法と応急処置―紙資料を中心に―」
松下正和（近大姫路大学）、河野未央（尼崎地域研究史料館）
- ・2013年「資料を守るネットワーク」（四国ミュージアム研究会と共催）
- ・2014年 シンポジウム「私たちの歴史を守るために―地域史料・公文書・個人記録の保存と継承」（公文書保存研究会、特定非営利活動法人地域文化資源ネットワークと共催）

など。

(3)「高知県文化財防災意識アンケート」調査

① 実施主体

こうちミュージアムネットワーク・高知県文化生活部文化国際課（現：文化推進課）

② 目的

高知県内の各自治体が管理、保存及び把握している民間資料を含めた幅広い歴史資料の所在と保存状況等の現状を概略的に把握し、これらを高知県全体で共有を図ること。

③ 対象機関

高知県内市町村役場の担当部署（教育委員会・総務課）、公立の博物館、資料館、図書館等、合計 34 市町村 171 機関

④ 調査期間 2013（平成 25）年 1 月 24 日～3 月 22 日

⑤ 調査対象資料

国や県、市町村の指定文化財を除いた各地域に所在する歴史資料全般
（古文書、役場文書、図書類、美術工芸品、民具など）

⑥ アンケートの構成内容

- ・ 自治体が自ら管理・保存する歴史資料の概要と所在
- ・ 自治体が把握する民間所在（個人・寺社・地区など）の歴史資料の概要と所在
- ・ 災害時等の歴史資料保存に対する自治体の現状と取り組み

⑦ 回答 34 市町村 171 機関中、24 市町村 51 機関

（４）アンケート結果

① 自治体が管理する所蔵資料の台帳・目録の有無

→全体の約 7 割が台帳をもとに管理（「一部あり」「予定」を含む）していると回答
→台帳が全くない資料群→大半は旧役場の行政文書 + 民具

【理由】

- ・ 文書の保有・保管場所などを把握している職員が少なく、引き継ぎもされていない
- ・ 行政文書は、取り扱いには慎重を要するものが多い。このため資料の活用を積極的に検討してこなかった面がある。
- ・ 専門職員が配置されておらず、現状の管理を維持していくことで精一杯である。

② 民間所在資料の把握状況

→過去に資料調査が行われ、所蔵者・所在地・所蔵する歴史資料の概要がわかる目録があると回答したのは、約 1 割。所蔵者や地域住民からの情報提供による把握を含めても、わずか全体の 3 分の 1 程度。

→ほとんどの市町村は、民間所在資料の把握、保存は手つかず。

③ 行政における震災後の南海地震を念頭においた歴史資料の保存対策の議論や動き

- ・ 現在、保管場所がないため、津波被害が予想される海岸近くの施設で歴史資料を保管せざるを得ないケースがある。
- ・ 新庁舎建設以降にこれらの資料を移動しなければならないと考えている。
- ・ 行政文書の高台移転の検討。
- ・ 議会や南海地震対策の会議で文化財の話題が出たこともあるが具体的な動きには至っていない。

(5) こうちミュージアムネットワークとしての資料保全の取り組み

①2014（平成 26）年 8 月、台風 11, 12 号による大雨被害への対応

- ・県内文化施設における被災状況の把握

こうちミュージアムネットワークの各館員を通じて、施設や周辺地域にある文化財の被災状況に関する情報収集。

- ・被災した民間所在資料の保全の呼びかけと窓口の開設

古い民家や公民館に残されている地域資料が、被災によって廃棄されないようにするため、マスコミ（高知新聞・NHK 高知放送局）を通じて、保全と相談の呼びかけ。

→被災資料の相談窓口としての存在を県民に示すことができた。

②2018（平成 30）年「西日本豪雨による被災書籍・写真類の救援活動」

大乘寺（愛媛県宇和島市吉田町）の被災書籍・写真について、特別展で縁のあった高知県立歴史民俗資料館に相談があり、「愛媛資料ネット」が、こうちミュージアムネットワークに救援依頼を出してもらった形で、救援体制をとった。

資金面では「愛媛資料ネット」の支援を得ることができた。

資料は、高知大学の協力を得て、大学の一室に移送し、ネットワーク会員中心に保存処置を実施した。

→水損資料の保存作業は初めての取り組みであり、有意義であった。

③2020（令和 2）年コロナ断捨離の動きに対し、「歴史・文化・自然史資料の保存・継承について」の相談窓口を開設。個人、寺院などから 37 件の相談が寄せられ、保存方法等の助言を行った。

100 点を超す庄屋資料やお寺のふすまなど専門的な調査整理が必要と判断される場合は、こうちミュージアムネットワークで一時的に預かり会員館に保管、整理することとした。今回の相談は、コロナ断捨離によるものではなく、以前から整理や廃棄を考えていたものがほとんど。←きっかけがあれば情報は集まってくる。

4. 今後の対応

(1) 全県的課題

- ・地域や民間で継承されてきた歴史資料の状況把握。
- ・災害時高知県全体で組織的に被災資料の救出活動を行う体制の構築。

(2) こうちミュージアムネットワークのあり方

- ・全県的課題への協力。
- ・平常時のゆるやかな連携。
- ・会員館が被災した際に支援体制を組む。
- ・民間資料について、会員館、機関に情報が入った場合、支援体制を組む。
- ・災害時に現地で被災資料の救出活動にあたる実働部隊。
- ・被災地外からの救援の動きと現地の職員等とのパイプ役。

5. おわりに

「高知県文化財保存活用大綱（令和3年3月）」高知県教育委員会策定

第4章 防災・減災と災害への対応

1. 高知県文化財防災マニュアル

「災害時の文化財の被害状況把握のフローチャート」

「高知県文化財担当部局」⇔「支援と情報提供の依頼（大学・団体・NPO法人等）」

2. 文化財救済ネットワーク

「被災状況に応じて、博物館、NPO法人等に情報提供し、必要に応じた支援及び協力要請を行います。また、博物館施設や文化施設等によって構成されるミュージアムネットワークを通じた支援も行う必要があります。」

3. 文化財レスキュー体制

「いずれの際も、県の文化財担当部局は被害状況報告を受け、大学・団体・NPO法人等に支援依頼と情報提供を行うこととしています。」

→協議、具体化はこれから。

→こうちミュージアムネットワーク内の被災時の体制やコンセンサスも必要。

【大会テーマ討論会】

大会テーマ討論会

司会

大会・研修委員会副委員長 新潟市文書館 長谷川 伸

大会・研修委員会委員 埼玉県立文書館 新井 浩文

こうちミュージアムネットワーク会員紹介

- 1 安芸市立歴史民俗資料館
- 2 香美市立やなせたかし記念館
- 3 芸西村文化資料館・筒井美術館
- 4 中岡慎太郎館
- 5 安田まちなみ交流館・和
- 6 いの町紙の博物館
- 7 越知町横倉山自然の森博物館
- 8 高知県立坂本龍馬記念館
- 9 オーテピア高知図書館（高知県立図書館・高知市立市民図書館本館）
- 10 高知県立美術館
- 11 高知県立文学館
- 12 高知県立牧野植物園
- 13 高知県立歴史民俗資料館
- 14 高知市立龍馬の生まれたまち記念館
- 15 佐川町立青山文庫
- 16 本山町立大原富枝文学館
- 17 横山隆一記念まんが館
- 18 藁工ミュージアム
- 19 四万十市郷土博物館
- 20 宿毛市立宿毛歴史館

1. 安芸市立歴史民俗資料館

【 住 所 】〒784-0042 高知県安芸市土居 953 番地イ

【 電話番号 】0887-34-3706

【 開館時間 】9:00 ～ 17:00

【 休 館 日 】月曜日（祝日の場合は開館）、年末年始（12/29～1/3）

【 メールアドレス 】akirekimin@city.aki.lg.jp

【 WEB サイト 】<https://www.city.aki.kochi.jp/rekimin/>

【 館 概 要 】

安芸城は戦国時代までこの地を治め栄えた安芸氏の居城で、江戸時代には土佐藩家老五藤家がここに居を構えました。

その安芸城跡に昭和 60 年(1985)、安芸市立歴史民俗資料館が開館しました。

収蔵品は、土佐藩家老であった五藤家に伝わる美術工芸品や古文書など、37,000 余点の資料です。

なかでも土佐藩を知るうえで貴重な資料である五藤家文書は、高知県保護有形文化財に指定されています。

【 アクセス 】

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅から無料レンタサイクルで 15 分



2. 香美市立やなせたかし記念館

【 住 所 】〒781-4212 高知県香美市香北町美良布 1224-2

【 電話番号 】0887-59-2300

【 開館時間 】9 : 30 ～ 17 : 00 (最終入館 16 : 30)

(7/20～8/31 の間は 9 : 00 ～ 17:00 開館 〈最終入館 16 : 30〉)

【 休 館 日 】火曜日 (祝日の場合はその翌日)

※3/25～4/6、4/29～5/5、7/20～8/31、12/24～1/7 は無休

【 メールアドレス 】info@anpanman-museum.net

【 WEB サイト 】<https://anpanman-museum.net>

【 館 概 要 】

アンパンマンの作者やなせたかしの多彩な創作世界の収集・研究・公開を柱に、高知県香美市の中核的文化施設として1996年に設立したミュージアムです。

夢や喜び、愛、涙、やさしさがぎっしりとつまった「やなせワールド」をお楽しみください。

【 アクセス 】

JR 土讃線・土佐山田駅のりかえ、JR バス大栃線で約 25 分「美良布 (アンパンマンミュージアム)」停留所より徒歩 5 分



©やなせたかし

©やなせたかし／フレーベル館・TMS・NTV

3. 芸西村文化資料館・筒井美術館

【 住 所 】 〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

【 電話番号 】 0887-33-2400 (芸西村教育委員会)

【 開館時間 】 9 : 00 ~ 16 : 30

【 休 館 日 】 月曜日 (祝日の場合は開館)、年末年始 (12/28~1/4)

【 メールアドレス 】 kyouiku@vill.geisei.lg.jp (芸西村教育委員会)

【 WEB サイト 】 <http://www.vill.geisei.kochi.jp/pages/m000442.php>

【 館 概 要 】

芸西村文化資料館・筒井美術館は芸西村の文化向上の為に設立されました。文化資料館では、芸西で実際に使われていた漁具や農具などの民具を多数展示しており、当時どのような生活を営んでいたか垣間見える施設です。筒井美術館は郷土の生んだ画家、筒井広道氏の作品が年代ごとに網羅されており、筒井広道氏の絵の変遷が当美術館において確認できる施設となります。



【 アクセス 】

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線和食駅下車

4. 中岡慎太郎館

【 住 所 】〒781-6449 高知県安芸郡北川村柏木 140

【 電話番号 】0887-38-8600

【 開館時間 】9:00 ～ 16:30 (最終入館 16:00)

【 休 館 日 】火曜日 (祝日の場合は翌日)、年末年始 (12/28～1/2)

【 メールアドレス 】nskanzo@nakaokashintarokan.jp

【 WEB サイト 】<http://www.nakaokashintarokan.jp>

【 館 概 要 】

当館は中岡慎太郎の生涯・業績の紹介と顕彰活動を行う歴史資料館で、慎太郎関連資料の収集・整理、および慎太郎関連情報の受・発信を行うために、1993年(平成5)完成。

映像機器を駆使して、現地でのロケ等も交えたドラマで、慎太郎の生涯と明治維新を紹介。2階の常設展示・多目的ホールでの企画展等では、慎太郎の遺品・書状

および幕末志士の遺墨類など生の資料を展示し、当時の人々の息吹を感じることが出来る。

館が建つ柏木地区は、慎太郎の生誕地である。それ故館周辺には、慎太郎生家・慎太郎遺髪埋葬墓地・慎太郎顕彰碑(田中光顕揮毫)など慎太郎に関する史蹟が多い。

【 アクセス 】

JR 高知駅より土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線に乗車奈半利駅下車、
奈半利駅より北川村営バスもしくはタクシーに乗車、
バス停慎太郎館前(柏木)下車すぐ



5. 安田まちなみ交流館・和

【 住 所 】〒781-6421 高知県安芸郡安田町大字安田 1674 番地 1

【 電話番号 】0887-38-3047

【 開館時間 】9 : 00 ～ 17 : 00

【 休 館 日 】火曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/28～1/2）

【 メールアドレス 】info@yasuda-nagomi.com

【 WEB サイト 】<https://yasuda-nagomi.com>

【 館 概 要 】

旧柏原邸は、大正から昭和初期の土佐東部の建築様式で、当時豊富にあった魚梁瀬の天然木材をふんだんに使った貴重な建物ですが、20 年近く空き家となり、傷みが著しくなっていました。

安田町では、平成 20 年に市川家、柏原家、両家のご厚意により両建造物の寄付を受け、遺構調査を経て、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて修復を行いました。



旧市川医院は旧柏原邸につながっていて、両方の建物がほぼ同時期の外観洋風医院建築様式で、両方の建物が一体となり、和洋折衷建築でも他に類を見ないものです。

今後、この施設をまちなみの貴重な文化的遺産として、郷土の先人の顕彰などを通じた交流人口拡大事業の中心施設として活用していきます。

【 アクセス 】

土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安田駅から徒歩約 15 分

6. いの町紙の博物館

【 住 所 】 〒781-2103 高知県吾川郡いの町幸町 110-1

【 電話番号 】 088-893-0886

【 開館時間 】 9 : 00 ～ 17 : 00

【 休 館 日 】 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/27～1/4）

【 メールアドレス 】 tosawasi@bronze.ocn.ne.jp

【 WEB サイト 】 <https://kemiahaku.com/>

【 館 概 要 】

伝統的工芸品「土佐和紙」の振興を図るため、1985 年に開館。常設展は、和紙の歴史と文化、原料・用具などを展示、手すき実演・体験コーナー、販売コーナーを備えています。展示室は、文化活動の発表の場や国際的な展覧会など、企画展・特別展を随時開催しています。

【 アクセス 】

○JR 土讃線伊野駅下車、徒歩約 10 分、

○とさでん交通路面電車「伊野終点」下車、徒歩約 10 分



7. 越知町横倉山自然の森博物館

【 住 所 】〒781-1303 高知県高岡郡越知町越知丙 737 番地 12

【 電話番号 】0889-26-1060

【 開館時間 】9 : 00 ～ 17 : 00

【 休 館 日 】月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12/29～1/3）

【 メールアドレス 】yokogura@town.ochi.lg.jp

【 WEB サイト 】<http://www.town.ochi.kochi.jp/yakuba/yokogura/>

【 館 概 要 】

越知町立横倉山自然の森博物館は、越知町の自然の象徴でもある横倉山について、その特殊な地形が生み出した多種多様な植物とそこに暮らす生き物たちの営み、そして地史を伝えることを目的に 1997 年 10 月 11 日に開館しました。現在、横倉山の自然、太古の生物の化石、越知町と横倉山の地質などを紹介しています。牧野富太郎博士が名前をつけた植物や、横倉山にすむ動物の標本、平家伝説にまつわる貴重な資料も多数展示しています。博物館の建物は、世界的な建築家である安藤忠雄氏の設計です。

【 アクセス 】

JR 土讃線佐川駅下車、黒岩観光バスで約 15 分、
「宮の前」下車 徒歩 5 分



8. 高知県立坂本龍馬記念館

【 住 所 】 〒781-0262 高知県高知市浦戸城山 830 番地

【 電話番号 】 088-841-0001

【 開館時間 】 9 : 00 ～ 17 : 00 (入館は 16 : 30 頃までに)

【 休 館 日 】 なし

【 メールアドレス 】 ryoma@ryoma-kinenkan.jp

【 WEB サイト 】 <https://ryoma-kinenkan.jp>

【 館 概 要 】

坂本龍馬（1835～1867）は土佐に生まれ、新しい日本を構想し、その実現のために奔走した人物です。当館は坂本龍馬を顕彰する施設として、1991 年に開館しました。新館には龍馬の手紙や幕末史関連資料の展示、新館と渡り廊下でつながれた本館にはイラストを多く用いた体験型の展示コーナーがあり、楽しみながら学ぶことのできるミュージアムとなっています。



【 アクセス 】

JR 高知駅下車、バス停「高知駅 BT (バスターミナル)」からとさでん交通バス「桂浜」行きに乗車。「龍馬記念館前」で下車、徒歩約 2 分

9. オーテピア高知図書館（高知県立図書館・高知市立市民図書館本館）

【 住 所 】〒780-0842 高知県高知市追手筋 2 丁目 1 番 1 号

【 電話番号 】088-823-4946

【 開館時間 】火曜～金曜 9：00 ～ 20：00

土曜 9：00 ～ 18：00（7・8 月は 20：00 まで）

日曜・祝日 9：00 ～ 18：00

【 休 館 日 】月曜日（祝日の場合は開館）、毎月第 3 金曜日（8 月および祝日を除く）、
8/11（山の日）を含む 4 日間（資料特別整理）、年末年始（12/29～1/4）

【 メールアドレス 】toiawase@library.kochi.jp

【 WEB サイト 】<https://otepia.kochi.jp/library/>

【 館 概 要 】

オーテピア高知図書館は高知県立図書館と高知市立市民図書館本館が共同運営する図書館です。両館は中世から近現代にわたる土佐国（高知県）関係の古文書、古典籍、書や絵画など、歴史的・学術的に貴重と考えられる資料を多数所蔵しています。



これらの貴重資料については、オーテピア高知図書館 3 階の展示室にて展示紹介するほか、事前に所定の手続きをとっていたことで、資料の状態に問題がなければ、閲覧することも可能です。

また、より多くの方がこれらの貴重資料にアクセスできる環境を整備するために、貴重資料のデータベース化やデジタル画像化にも積極的に取り組んでおり、その成果はオーテピア高知図書館ウェブ・サイトにおいて、「収蔵品検索データベース」と「高知県立図書館デジタルギャラリー」の 2 つの方法で公開しています。

＊2021 年 10 月より 12 月の間は、メンテナンスのため展示室を閉室しています。

【 アクセス 】

○とさでん交道路面電車：「大橋通」下車徒歩 3 分、「堀詰」下車徒歩 5 分、

○とさでん交通バス：「帯屋町」「追手筋」下車徒歩 2 分、「大橋通」下車徒歩 3 分、「堀詰」下車徒歩 5 分

○JR：JR 高知駅下車徒歩約 20 分（または路面電車で約 15 分）

○車：高知自動車道 高知 IC から約 15 分、伊野 IC から約 17 分
高知東部自動車道 高知南 IC から約 15 分

10. 高知県立美術館

【 住 所 】〒781-8123 高知県高知市高須 353-2

【 電話番号 】088-866-8000

【 開館時間 】9:00 ~ 17:00 (入場は16:30までに)

【 休 館 日 】年末年始(12/27~1/1) 以外は年中無休

【 メールアドレス 】museum@kochi-bunkazaidan.or.jp

【 WEB サイト 】<https://moak.jp/>

【 館 概 要 】

高知県立美術館は、1993年11月3日に開館しました。

これまでに近代・現代の美術作家や郷土関係作家のコレクション展と、国内外の様々なジャンルの作品を紹介する企画展を多数開催してきました。なかでも世界有数のシャガール・コレクションは、入れ替えながら常設展示しています。



また、高知県ゆかりの著名な写真家・石元泰博のプリント・フィルム・関連資料等を網羅的に所蔵し、2013年6月、石元泰博フォトセンターを開設しました。

能舞台を有する併設のホールでは、国内外のパフォーマンス・演劇・コンサート・映画・伝統芸能などを上演し、幅広く芸術文化に親しんでいただくため、講座・講演会・ワークショップなども随時開催しています。

【 アクセス 】

○「はりまや橋」からとさでん交通路面電車「ごめん」、「領石」または「文珠通」行きで15分、「県立美術館通」下車徒歩5分

○高知龍馬空港からは、高知市内-空港間を結ぶとさでん交通の空港連絡バスがご利用いただけます。バス停「葛島」で下車徒歩5分

○車・タクシーをご利用の場合は JR 高知駅から約20分、高知龍馬空港から20分

1 1. 高知県立文学館

【 住 所 】〒780-0850 高知県高知市丸ノ内1丁目1-20

【 電話番号 】088-822-0231

【 開館時間 】9:00 ~ 17:00 (入館は16:30までに)

【 休 館 日 】年末年始(12/27~1/1)

【 メールアドレス 】bungaku@kochi-bunkazaidan.or.jp

【 WEB サイト 】<https://www.kochi-bungaku.com/>

【 館 概 要 】

高知県立文学館は、高知市中心部の高知城のふもと、緑豊かな藤並の森に溶け込むように立つ石造りの文学の館です。土佐の雄大な自然や独特の精神風土に育まれた個性ある高知出身の文学者、高知ゆかりの文学者たちの功績を顕彰するとともに、県民の文学への関心と理解を深めていただくため、1997年(平成9年)にオープンしました。2022年(令和4年)には25周年を迎えます。



これまで当館では、顕彰作家をはじめ、国内外の幅広い文学を紹介し、県内外の多くの方々に鑑賞いただいてまいりました。

これからも、多士済々な顕彰作家たちを紹介する変わる常設展、特別室「寺田寅彦記念室」「宮尾文学の世界」をはじめ、趣向を凝らした企画展や土佐民話の紙芝居の実演などのイベント等を展開することにより、文学愛好者の皆様にはより一層親しんでいただけるよう、また、活字離れが著しいといわれる若い世代や日常では本に触れる機会が少ない方々には「文学」の魅力を再発見していただけるよう、さまざまな工夫を重ねてまいります。

【 アクセス 】

○JR 高知駅下車徒歩 20 分

○路面電車電停「高知城前」下車、北へ徒歩 5 分

○バス停「高知城前」下車、北へ徒歩 5 分

○高知龍馬空港より空港連絡バス<高知駅行>「北はりまや橋」下車、徒歩 20 分

1 2. 高知県立牧野植物園

【 住 所 】 781-8125 高知県高知市五台山 4200-6

【 電話番号 】 088-882-2601

【 開園時間 】 9 : 00 ~ 17 : 00 (入館は 16 : 30 まで)

【 休 園 日 】 年末年始 12/27~1/1、メンテナンス休園 2022/1/31、6/27、9/26、11/28、
2023/1/30

【 メールアドレス 】

【 WEB サイト 】 <https://www.makino.or.jp>

【 園 概 要 】

高知が生んだ「日本の植物分類学の父」牧野富太郎博士の業績を顕彰するため、博士逝去の翌年、1958（昭和 33）年 4 月に高知市の五台山に開園。起伏を活かした約 8ha の園地には、博士ゆかりの野生植物など 3,000 種類以上が四季を彩り、自然の中で植物に出会う喜びを感じていただけます。五台山という恵まれた自然環境に調和させながら、自然生態系が築かれた四国唯一の植物園として親しまれています。



高知が生んだ「日本の植物分類学の父」牧野富太郎博士の業績を顕彰するため、博士逝去の翌年、1958（昭和 33）年 4 月に高知市の五台山に開園。起伏を活かした約 8ha の園地には、博士ゆかりの野生植物など 3,000 種類以上が四季を彩り、自然の中で植物に出会う喜びを感じていただけます。五台山という恵まれた自然環境に調和させながら、自然生態系が築かれた四国唯一の植物園として親しまれています。

1999（平成 11）年には、園地面積を拡張し、植物に関する教育普及と研究の拠点となる「牧野富太郎記念館」を新設。研究活動では、高知県の野生植物の調査、収集、保全に取り組むほか、海外ではミャンマーを中心に植物多様性の解明、資源植物の探査を行っています。さらに 2004（平成 16）年に開設した資源植物研究センターでは、薬用資源植物の開発を主題とした応用研究を進めています。2008（平成 20）年には、南園に東洋の園芸植物を中心に観賞いただける「50 周年記念庭園」が誕生、2010（平成 22）年には温室がリニューアルしました。さらに、2019（平成 31）年には、北園に 2 つの新園地「こんこん山広場」と「ふむふむ広場」を拡張整備しオープン。展示館内には、4K 映像を鑑賞できる VR（バーチャルリアリティ）シアターを新設。開園 60 年を迎え充実した園地とともに、植物園の役割である保全・研究・教育普及・憩いの場のすべてを備えた総合植物園として歩み続けています。

【 アクセス 】

○JR 高知駅南口とさてらす発 MY 遊バスで約 30 分

○高知龍馬空港 —（空港連絡バス）— はりまや橋 or JR 高知駅 —（MY 遊バス）— 牧野植物園正門前

○高知龍馬空港 —（空港連絡バス）— 知寄町 —（タクシー10 分）— 牧野植物園

1 3. 高知県立歴史民俗資料館

【 住 所 】〒783-0044 高知県南国市岡豊町八幡 1099-1

【 電話番号 】088-862-2211

【 開館時間 】9:00 ~ 17:00 (入館は16:30まで)

【 休 館 日 】令和3年度臨時休館 12/11~16、年末年始 (12/27~1/1)

【 メールアドレス 】rekimin@kochi-bunkazaidan.or.jp

【 WEB サイト 】<https://www.kochi-bunkazaidan.or.jp/~rekimin>

【 館 概 要 】

当館は、歴史・考古・民俗・美術工芸の分野を対象とする県内唯一の歴史系総合博物館として、平成3年(1991)5月の開館以来、「歴民館」の愛称で親しまれてきました。

当館では、資料の収集保存、調査研究を行い、その成果を通常展示や企画展示をはじめ講演会、展示解説、ワクワクワーク(ワークショップ)、展示図録、研究紀要などを通して広く公開しています。また、長宗我部氏ゆかりの

地に建つという特徴を活かし、長宗我部氏と国史跡・岡豊城跡に関する資料を揃えた長宗我部展示室も設けています。



【 アクセス 】

○JR 高知駅からとさでん交通バス、南国オフィスパーク、領石、田井方面行きで「学校分岐(歴民館入口)」下車、徒歩約15分

○JR 土佐大津駅から南国コミュニティバス、「大津駅前」バス停から高知医大方面行きで「学校分岐(歴民館入口)」下車、徒歩約15分

14. 高知市立龍馬の生まれたまち記念館

【 住 所 】〒780-0901 高知県高知市上町2丁目6番33号

【 電話番号 】088-820-1115

【 開館時間 】8:00 ~ 19:00 (最終入館 18:30)

【 休 館 日 】年6回 (2021年度は5回)

【 メールアドレス 】hometown@iaa.itkeeper.ne.jp

【 WEB サイト 】<https://ryoma-hometown.com>

【 館 概 要 】

南国土佐・高知市は、幕末の英雄・坂本龍馬の生まれた地としてひろく全国に知られています。その誕生地である上町に、「国家の変革期に向き合った龍馬という人材が、なぜここに育ち、世に出たのか」を紹介するため、そして、歴史・観光・文化の推進とコミュニティ育成のまちづくりをめざして、2004年3月21日に建設されました。



【 アクセス 】

○市街方面バス 上町二丁目下車

○路面電車 上町一丁目下車 (はりまや橋乗り換え)

○空港連絡バスではりまや橋下車、はりまや橋より路面電車に乗り、上町一丁目下車、徒歩3分

15. 佐川町立^{せいざん}青山文庫

【住 所】〒789-1201 高知県高岡郡佐川町甲 1453-1

【電話番号】0889-22-0348

【開館時間】9:00 ～ 17:00 (最終入館 16:30)

【休 館 日】月曜日 (祝日の場合は開館、翌日を休館)、年末年始 (12/29～1/3)

【メールアドレス】-

【WEB サイト】 <https://seizanbunko.com>

【館 概 要】

青山文庫の歴史は、明治 43 (1910) 年 1 月に当時の佐川郵便局長・川田豊太郎が高知県初の私設図書館「川田文庫」を創設した事からはじまります。本が貴重だった時代の事ですから、ボランティア活動のような意味合いもありました。

この川田の活動に共感したのが佐川を脱藩し幕末維新期を生き抜いた元宮内大臣・田中光顕 (みつあき) で、自身の蔵書と運営基金を寄附しました。これをうけて、大

正 14 (1925) 年には財団法人青山会が運営する「青山文庫」が、川田文庫を発展吸収するかたちで開館します。

これ以降、青山文庫は図書館としての活動の他に博物館要素も強めていきますが、戦中・戦後の世相の変化により、町の有志による運営が厳しくなり、昭和 22 (1947) 年 4 月には運営を佐川町に委託します。

青山文庫を総合博物館にしたいという期待が高まると、青山会から高知県に田中光顕寄贈資料が譲渡され、昭和 38 (1963) 年には場所を現在の奥の土居に移し「高知県立郷土文化会館分館青山文庫」として開館します。

しかし、25 年後の昭和 63 (1988) 年 4 月には再び運営が佐川町に委託され、平成 3 (1991) 年 4 月には青山文庫が高知県から佐川町に譲渡され、翌年 4 月から「佐川町立青山文庫」として再出発し、現在に至っています。

【アクセス】

JR 佐川駅から徒歩 6 分



16. 本山町立大原富枝文学館

【 住 所 】〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 568-2

【 電話番号 】0887-76-2837

【 開館時間 】9:00 ~ 17:00 (入館受付は16:30まで)

【 休 館 日 】月曜日(祝・祭日の場合は翌日)、年末年始(12/28~1/4)

【 メールアドレス 】ohara-motoyama@town.motoyama.kochi.jp

【 WEB サイト 】<https://oohara-tomie-bungakukan.net>

【 館 概 要 】

本山町は、大原富枝のふるさとであり、作品「婉という女」のふるさとでもあります。嶺北の豊かな自然と、吉野川の美しい流れを誇るふるさと。この場所の温もりによって作品と人を表現したいと考え、大原富枝の指導のもと、平成3年、心やすらぐ文学館をつくりました。



本山町立大原富枝文学館は、大原富枝の生涯の歩みと作品を展示室で紹介しています。生原稿などの貴重な資料展示に加え、代表作の「婉という女」にスポットを当てた大原富枝の世界を展開しています。企画展や当館主催のイベントも随時開催、大原富枝の心を表現した茶室「安履庵」は広く愛好家の方々に開放しています。

来館いただいた方々には、ゆったりとした時間を過ごしていただければ幸いです。

【 アクセス 】

○JR 土讃線大杉駅下車、嶺北観光バス(田井行)で「本山町プラチナセンター前」下車、徒歩1分。

○高知市から車で高知自動車道を利用し、大豊インターより国道439号線へ。約50分。

○高知龍馬空港から車で約50分。

17. 横山隆一記念まんが館

【 住 所 】〒781-9529 高知県高知市九反田 2-1 高知市文化プラザかるぽーと内

【 電話番号 】088-883-5029

【 開館時間 】9:00 ~ 18:00

【 休 館 日 】月曜日（祝日休日の場合は開館）、年末年始（12/28～1/4）

【 メールアドレス 】mangakan@kfca.jp

【 WEB サイト 】<http://www.kfca.jp/mangakan/>

【 館 概 要 】

横山隆一記念まんが館は、高知市名誉市民であり、まんが家として、初めて文化功労者となった横山隆一を記念して2002年4月7日に開館しました。ここでは、横山隆一から寄贈された貴重な資料や作品によって、隆一のユーモア溢れる人柄とその人生、功績を紹介するとともに、多くのまんが家を輩出する「まんが王国・土佐」のまんがによる人材の育成とまんが文化の継承、発展に貢献することを目指しています。また、日本のまんが研究や情報発信に努めています。

【 アクセス 】

○とさでん交通：

1)「はりまや橋」下車 徒歩5分、 2)「菜園場町」下車 徒歩3分

○バス：とさでん交通「八幡通」下車徒歩1分



18. 藁工ミュージアム

【 住 所 】〒781-0074 高知県高知市南金田 28 アートゾーン藁工倉庫

【 電話番号 】088-879-6800

【 開館時間 】10:00 ~ 18:00 (入館は17:30まで)

【 休 館 日 】火曜日休館 (祝日の場合は翌日)、年末年始、その他臨時休館あり

※展示替え中は展示室休室。常設展示はありません。

【 メールアドレス 】info@warakoh.com

【 WEB サイト 】<https://warakoh-museum.com>

【 館 概 要 】

藁工ミュージアムは、かつて藁を保管していた藁工倉庫を改修し、2011年12月に開館しました。アール・ブリュット、アウトサイダー・アート、美術や芸術、そしてそのほかいろいろ・・・私たちのまわりにある「おもしろい!」を感じ、創り、楽しむ小さな美術館です。年に4回ほど展覧会を開催するほか、五感にはたらきかけるワークショップや専門的なレクチャーな



ども行っています。また、高知県内外で活動する個人や団体との協働企画、アウトリーチ活動として、創作表現プログラムの開催などにも積極的に取り組んでいます。

福祉とアート、地域とアートをつなぎ、誰もが多様なものとつながることのできる創造的な場となること。そんな美術館を目指しています。

【 アクセス 】

○はりまや橋から土佐電鉄ごめん方面行きで約5分、「宝永町」電停下車徒歩約8分

○高知龍馬空港から土佐電鉄バス又は高知駅前観光「空港連絡バス」で約30分、「宝永町」停留所下車徒歩約10分

19. 四万十市郷土博物館

【 住 所 】〒787-0000 高知県四万十市中村 2356 為松公園内

【 電話番号 】0880-35-4096

【 開館時間 】9:00 ~ 17:00 (入館は16:30までに)

【 休 館 日 】水曜日、臨時休館あり

【 メールアドレス 】40010museum@city.shimanto.lg.jp

【 WEB サイト 】<https://www.city.shimanto.lg.jp/museum/>

【 館 概 要 】

当館は中世から続く史跡中村城跡の中にあるお城の形をした博物館です。

昭和 48 年に幡多郷土資料館として設立され、平成 31 年に四万十市郷土博物館としてリニューアルオープンしました。

「川とともに生きるまち」四万十市の自然や歴史、文化に関するさまざまな資料、情報の展示を行い、市民や来館者のみなさんにふるさとを知っていただくため、情報発信をしています。



四万十市の歴史や文化は、四万十川やその支流のそばで続いてきた暮らしの積み重ねによって紡がれてきました。わたしたちの町の豊かさは川や風景の美しさだけではなく、自然のリズムに合わせた人の暮らしがバランスを保って繰り返され、川とともに生きる文化を育んでいることにあるのです。四万十市郷土博物館では展示を通じてこの「川とともに生きるまち」の姿をみなさんにお伝えしています。

【 アクセス 】

土佐くろしお鉄道中村線中村駅下車、車で 12 分

20. 宿毛市立宿毛歴史館

【 住 所 】〒788-0001 高知県宿毛市中央2丁目7番14号

【 電話番号 】0880-63-5496

【 開館時間 】8:30 ~ 17:00 (入館は16:30までに)

【 休 館 日 】月曜日 (祝日の場合は開館、翌日を休館)、年末年始 (12/29~1/3)

【 メールアドレス 】rekishi@city.sukumo.lg.jp

【 WEB サイト 】<https://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-26/p010804.html>

【 館 概 要 】

宿毛の町の歴史や宿毛市ゆかりの人物を、模型や映像、パネル、遺品をはじめとした貴重な展示品によって、わかりやすく紹介したふるさとの歴史館です。

「歴史展示室」では、城下町として栄えた江戸時代の宿毛の町並みを大きな模型で再現するとともに、美しい映像によって宿毛を紹介しています。

「画面」で、現在と江戸時代の町並みを重ねあわせながら町並み散策を楽しめるなど、わくわくするタイム・トリップを満喫できます。

また、舞台女優の金野恵子さんが野中婉を演じ、婉の40年を5分程度のミニ・ドラマにした感動の映像「婉の里・宿毛」をはじめ「宿毛と野中兼山」「城下町に育った偉人たち」など、テーマごとに宿毛のあれこれを2分程度の映像で紹介しています。

「土佐の黎明を築いた人々」「立志の花開く土壌」など、テーマごとに貴重な各種資料を展示するとともに、パネルや映像によって、宿毛の時代の流れや風土を紹介しており、一歩進むたびに、新しい発見と感動をお届けします。

「人物展示室」では、宿毛の人材21人をさまざまな資料で紹介しています。人物や昔の町の様子などを調べることができる検索用コンピューターも設置しています。

【 アクセス 】

○土佐くろしお鉄道 東宿毛駅下車、徒歩約10分

○高知西南交通バス・宇和島自動車とも宿毛文教センター前下車徒歩1分



資料

◆◆ 全国大会のあゆみ ◆◆

回	会 場	期 日	テ ー マ 等	人数
	埼玉県立文書館	昭和 49 年 3 月 2・3 日	準備会 (第 1 回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	27
	茨城県歴史館	昭和 49 年 11 月 9・10 日	準備会 (第 2 回歴史資料保存利用機関関係者懇談会)	32
1	山口県文書館	昭和 51 年 2 月 21・22 日	結成大会	66
2	京都府立総合資料館	昭和 52 年 1 月 28・29 日		60
3	福島県文化センター、歴史資料館	昭和 52 年 11 月 11・12 日	歴史資料保存法制定に対する 取り組み方について	63
4	岐阜県歴史資料館	昭和 53 年 11 月 21・22 日	歴史資料保存法制定の促進について	94
5	神奈川県立文化資料館	昭和 54 年 11 月 21・22 日	歴史資料保存法制定勧告の実現方策について	128
6	東京都公文書館	昭和 55 年 11 月 20・21 日		88
7	愛知県一宮市 (スポーツセンター)	昭和 56 年 11 月 19・20 日	シンポジウム行政文書の保存を巡って他	154
8	群馬県立文書館	昭和 57 年 11 月 17・18 日		109
9	大阪府 (ガーデンパレス)	昭和 58 年 10 月 27・28 日		99
10	埼玉県立文書館	昭和 59 年 10 月 25・26 日	文書館の管理運営、文書館と情報公開 地域別懇談会	116
11	兵庫県公館	昭和 60 年 7 月 19・20 日	文書館の機能と性格、地域別懇談会	145
12	栃木県立文書館	昭和 61 年 10 月 29・30 日	のぞましい文書館像	157
13	北海道立文書館	昭和 62 年 10 月 1・2 日	のぞましい文書館像、文書館法をめぐって	150
14	沖縄県立図書館	昭和 63 年 10 月 6・7 日	公文書館法の意義と課題	150
15	広島県立文書館	平成元年 10 月 5・6 日	地域の中の文書館	195
16	千葉県文書館、 千葉県教育会館	平成 2 年 11 月 21・22 日	地域の中の文書館	219
17	徳島県立文書館、 徳島県立 21 世紀館	平成 3 年 11 月 7・8 日	地域の中の文書館	182
18	愛知県公文書館、 愛知県産業貿易館	平成 4 年 11 月 12・13 日	文書館制度の拡充をめざして － 史料保存のネットワーク－	217
19	鳥取県立公文書館、鳥取県立 県民文化会館	平成 5 年 10 月 14・15 日	文書館制度の拡充をめざして － 史料・人・地域をむすぶネットワーク－	221
20	神奈川県立公文書館、横浜市 開港記念会館	平成 6 年 10 月 19～21 日	20 回記念大会文書館制度の拡充をめざして － 全史料協の活動と文書館振興への道－	393
21	和歌山県立文書館、きのくに志 学館、サンピア和歌山	平成 7 年 11 月 15～17 日	災害と史料保存	269
22	秋田県公文書館、 秋田市文化会館	平成 8 年 10 月 23～25 日	史料保存への理解を求めて － 文書館制度の普及－	263
23	香川県立文書館、ミュージホー ル、ラポールイン・タカマツ	平成 9 年 11 月 12～14 日	10 年で何が変わったか － 公文書館法と史料保存－	265

24	沖縄県公文書館、北谷町公文書館、沖縄県女性総合センター ているる、パシフィックホテル沖縄	平成 10 年 11 月 11～13 日	地域史料の充実をめざして ー 史料の保存と記録の創造ー	254
25	新潟県立文書館、オークラホテル新潟、北方文化博物館	平成 11 年 10 月 27～29 日	地域史料の充実をめざして ー 新潟からの提唱ー	326
26	大分県公文書館、大分県立先哲史料館、大分県立総合文化センター ソレイユ、大分県労働福祉会館	平成 12 年 10 月 31 日 ～11 月 2 日	地域史料の充実をめざして ー 枠組みを超えてー	341
27	長野県立歴史館、若里市民文化ホール、社会福祉総合センター	平成 13 年 11 月 7～9 日	21 世紀の史料保存と利用 ー 文書館をとりまく状況と課題ー	343
28	富山県公文書館、富山国際会議場	平成 14 年 10 月 16～18 日	21 世紀の史料保存と利用 ー 市町村合併をとりまく諸問題ー	309
29	宮城県公文書館、仙台国際センター	平成 15 年 11 月 19～21 日	21 世紀の史料保存と利用 ー 歴史資料をいかに残すかー	288
30	山口県文書館、山口県総合保健会館	平成 16 年 10 月 27～29 日	全史料協の 30 年 ー 新しい文書館像を求めてー	236
31	福井県文書館、福井県国際交流センター	平成 17 年 11 月 9～11 日	アーカイブズの新時代へ ー 現場からの提言ー	251
32	岡山県立記録資料館、衛生会館、三光荘	平成 18 年 11 月 8～10 日	アーカイブズの新時代へ ー 理想と現実のはざままでー	232
33	茨城県立歴史館、茨城県民文化センター	平成 19 年 11 月 20～22 日	アーカイブズの新時代へ ー 個性ある存在をめざしてー	244
34	奈良県立図書情報館、奈良ロイヤルホテル	平成 20 年 11 月 12～14 日	わたくしたちのアーカイブズ ー 公文書館法 20 年と現在(いま)ー	251
35	福島県歴史資料館、福島県文化センター	平成 21 年 11 月 18・19 日	わたくしたちのアーカイブズ ー 公文書と地域資料ー	213
36	京都府立総合資料館、京都テルサ	平成 22 年 11 月 24・25 日	わたくしたちのアーカイブズ ー めざすべき姿ー	345
37	群馬県立文書館、高崎市総合保健センター、高崎シティギャラリー	平成 23 年 10 月 27・28 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー 公文書管理法時代を迎えてー	361
38	広島県立文書館、広島県民文化センター、鯉城会館	平成 24 年 11 月 8・9 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー 今、なすべきことー	268
39	学習院創立百周年記念会館、東京都公文書館、板橋区公文書館	平成 25 年 11 月 14・15 日	地域社会とともに歩むアーカイブズ ー 公文書管理法時代を迎えてー	274
40	九州大学箱崎キャンパス旧工学部本館、福岡共同公文書館、福岡市総合図書館	平成 26 年 11 月 13・14 日	アーカイブズ資料の広範な公開をめざして	221
41	大仙市大曲市民会館、大曲中央公民館、大曲交流センター	平成 27 年 11 月 12・13 日	新たな史料保存・利用の充実を目指して	482
42	三重県総合博物館、三重県男女共同参画センター	平成 28 年 11 月 10・11 日	博物館でアーカイブズ	229
43	杜のホールはしもと、相模原市立公文書館、相模原市立博物館	平成 29 年 11 月 9・10 日	公文書館法 30 年 ー 今、問われる公文書管理ー	246
44	沖縄県市町村自治会館、沖縄県公文書館、南風原町立南風原文化センター	平成 30 年 11 月 8・9 日	アーカイブズ再考 ー その価値と活用ー	230
45	安曇野市豊科公民館、安曇野市文書館、貞享義民記念館、豊科郷土博物館、松本市文書館	令和元年 11 月 14・15 日	「文書館(ぶんしょかん)」をつくる ー 市町村が拓くアーカイブズ活動ー	258

46	東北大学	令和2年 10月22・23日	※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止	—
47	高知県立公文書館 (高知県高知市)	令和3年 11月18・19日	資料保存ネットワークの拡充とアーカイブス～連携と 支援、高知の挑戦～	

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(略称 全史料協)という。

(目的)

第2条 この会は、会員相互の連絡と提携を図り、研究協議を通じて、歴史資料の保存利用活動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会員相互の情報交換
- 二 歴史資料の保存利用事業に関する調査及び研究
- 三 研究会、講演会、実務講習会等の開催
- 四 機関紙の発行
- 五 その他必要な事業

(会員)

第4条 この会は、機関会員及び個人会員によって構成する。

- 2 機関会員とは、歴史資料保存利用機関又はこれに準ずる機関の加入者をいい、個人会員とは、この会の目的に賛同して入会した者をいう。
- 3 この会への入会に当たっては、入会申込書を事務局に提出し所定の手続を経るものとする。
- 4 この会の退会は、退会の申し出による。ただし、会費の納入が2年以上ない場合は退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会員は、別に定める会費を納入するものとする。

(地域別協議会)

第6条 この会に地域別協議会を置くことができる。地域別協議会の名称及び会則は別に定める。

(顧問及び参与)

第7条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の重要事項に関し、参与は、この会の運営に関し、それぞれ会長の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 3 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が推挙・委嘱する。
- 4 顧問及び参与の任期は、それぞれ2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第8条 この会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 1名

(役員の選出)

第9条 会長は、役員会で選出し、総会の承認を得

て決定する。

- 2 副会長、理事及び監事は、機関会員及び個人会員の中から会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の任務)

第10条 会長は、本会を代表し会を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
- 3 理事は会務を執行する。
- 4 監事は会務及び会計を監査する。

(委員会)

第11条 この会に会務執行上必要に応じ委員会を置く。

- 2 委員会の設置及び廃止は役員会の議決による。
- 3 委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。
- 4 委員長は副会長及び理事の中から選び、並びに委員は機関会員及び個人会員の中から選び、会長が役員会の承認を得て指名する。

(役員及び委員の任期)

第12条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は、2期を限度とする。

- 2 任期途中で辞任した役員あるいは委員を補充した場合の任期は、当該役員あるいは委員の残任期間とする。

(会議)

第13条 この会の会議は、総会、役員会及び委員会とする。

- 2 総会は年1回開催し、会長がこれを招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集することができる。
- 3 役員会は随時開催し、会長がこれを招集する。
- 4 委員会は随時開催し、委員長がこれを招集する。
- 5 議事は、出席機関会員及び個人会員の過半数の賛成によって決するものとする。ただし総会において投票による採決が必要な場合は、機関会員及び個人会員各1に対し、それぞれ2及び1を投票数とする。
- 6 前項本文の規定にかかわらず、役員又は委員会構成員の全員の承諾のあるときは、役員会又は委員会の議事は、書面又は電磁的方法により決することができる。
- 7 会議の議事については、議事録を作成する。

(事務局)

第14条 この会の事務局は、原則として会長の所属する機関に置く。

- 2 事務局に会長の指名する専任の事務職員を置くことができる。

(経費)

第15条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第16条 この会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の承認を得て決定する。

- 2 事業計画及び収支予算については、会長は、次の

総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 17 条 この会の事業報告及び収支決算については、会長が作成し、監事の監査を受け、役員会の承認を得て決定する。

2 事業報告及び収支決算については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会計年度)

第 18 条 この会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会則の変更)

第 19 条 この会則は、総会の同意がなければ、これを変更することができない。

(規定外事項)

第 20 条 この会則に定めのないことで、重要事項については、総会の承認を得て決定する。

2 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、会長はその決定すべき事項を役員会の承認を得て処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 51 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

昭和 53 年 11 月 21 日一部改正

附 則

昭和 59 年 10 月 25 日一部改正

附 則

昭和 62 年 10 月 1 日一部改正

附 則

昭和 63 年 10 月 6 日一部改正

附 則

平成 3 年 11 月 7 日一部改正

附 則

平成 6 年 10 月 20 日一部改正(平成 7 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 12 年 10 月 31 日一部改正(平成 13 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 18 年 11 月 8 日一部改正(平成 19 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 20 年 11 月 12 日一部改正(平成 21 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 23 年 10 月 27 日一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)

附 則

平成 26 年 11 月 13 日一部改正(平成 27 年 4 月 1 日施行)

会費の額について

○全史料協会則第 5 条に規定されている会費の額は、平成 8 年 10 月 23 日の総会において次のとおり決定された。なお、実施時期は、平成 9 年度からとする。

[機関会員]

・都道府県、政令指定都市 40,000 円

・市 35,000 円

・町村、その他(大学、研究機関等) 31,000 円

[個人会員] 6,000 円

○平成 23 年 10 月 27 日の総会において、以下のとおり決定された。

・個人会員が学生である者の会費の額は、申請により 5 割減額できること。

なお、実施時期は平成 24 年度からとする。

・準会員廃止の経過措置として、準会員から個人会員へ移行する者(上記減額申請をする者を除く)の会費の額は、平成 24 年度に限り 4,000 円とすること。

公文書館法

公布：昭和六十二年十二月十五日法律第百十五号

施行：昭和六十三年六月一日

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第百六十一号

(目的)

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

(責務)

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館)

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

(資金の融通等)

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

(技術上の指導等)

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(専門職員についての特例)

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第一六一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公文書等の管理に関する法律

公 布 平成二十一年七月一日法律第六十六号
最終改正

平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成（第四条）

第二節 行政文書の整理等（第五条—第十条）

第三章 法人文書の管理（第十一条—第十三条）

第四章 歴史公文書等の保存、利用等（第十四条—第二十七条）

第五章 公文書管理委員会（第二十八条—第三十条）

第六章 雑則（第三十一条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

の

六 会計検査院

- 2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。
- 3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。
 - 一 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館
 - 二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの
- 4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - 二 特定歴史公文書等
 - 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの
- 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- 7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に
移管されたもの
 - 二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等
に移管されたもの
 - 三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の
設置する公文書館に移管されたもの
 - 四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を
除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立
公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの
- 8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げ
るものをいう。
- 一 行政文書
 - 二 法人文書
 - 三 特定歴史公文書等
- （他の法令との関係）

第三条 公文書等の管理については、他の法律又は
これに基づく命令に特別の定めがある場合を除くほ
か、この法律の定めるところによる。

第二章 行政文書の管理

第一節 文書の作成

- 第四条** 行政機関の職員は、第一条の目的の達成に
資するため、当該行政機関における経緯も含めた意
思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事
業の実績を合理的に跡付け、又は検証することがで
きるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合
を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文
書を作成しなければならない。
- 一 法令の制定又は改廃及びその経緯
 - 二 前号に定めるもののほか、閣議、関係行政機
関の長で構成される会議又は省議（これらに準ず
るものを含む。）の決定又は了解及びその経緯
 - 三 複数の行政機関による申合せ又は他の行政機
関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定
及びその経緯
 - 四 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯
 - 五 職員の人事に関する事項

第二節 行政文書の整理等

（整理）

- 第五条** 行政機関の職員が行政文書を作成し、又は
取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定め
るところにより、当該行政文書について分類し、名
称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了
する日を設定しなければならない。
- 2 行政機関の長は、能率的な事務又は事業の処理
及び行政文書の適切な保存に資するよう、単独で管
理することが適当であると認める行政文書を除き、
適時に、相互に密接な関連を有する行政文書（保存
期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を

一の集合物（以下「行政文書ファイル」という。）に
まとめなければならない。

- 3 前項の場合において、行政機関の長は、政令で
定めるところにより、当該行政文書ファイルについ
て分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保
存期間の満了する日を設定しなければならない。
- 4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により
設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政
令で定めるところにより、延長することができる。
- 5 行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で
管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」
という。）について、保存期間（延長された場合にあ
っては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前
のできる限り早い時期に、保存期間が満了したとき
の措置として、歴史公文書等に該当するものにあつ
ては政令で定めるところにより国立公文書館等への移
管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置
をとるべきことを定めなければならない。

（保存）

第六条 行政機関の長は、行政文書ファイル等につ
いて、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了す
る日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等
に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要
な場所において、適切な記録媒体により、識別を容
易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、行政機関の長は、当該行
政文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければ
ならない。

（行政文書ファイル管理簿）

第七条 行政機関の長は、行政文書ファイル等の管
理を適切に行うため、政令で定めるところにより、
行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存
期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置
及び保存場所その他の必要な事項（行政機関の保有
する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四
十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第五
条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を
帳簿（以下「行政文書ファイル管理簿」という。）に
記載しなければならない。ただし、政令で定める期
間未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等
については、この限りでない。

- 2 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿につ
いて、政令で定めるところにより、当該行政機関の
事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子
情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技
術を利用する方法により公表しなければならない。
（移管又は廃棄）

第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政
文書ファイル等について、第五条第五項の規定によ
る定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃
棄しなければならない。

2 行政機関（会計検査院を除く。以下この項、第四項、次条第三項、第十条第三項、第三十条及び第三十一条において同じ。）の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。

（管理状況の報告等）

第九条 行政機関の長は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項に定めるもののほか、行政文書の適正な管理を確保するために必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、行政文書の管理について、その状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、前項の場合において歴史公文書等の適切な移管を確保するために必要があると認めるときは、国立公文書館に、当該報告若しくは資料の提出を求めさせ、又は実地調査をさせることができる。

（行政文書管理規則）

第十条 行政機関の長は、行政文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め（以下「行政文書管理規則」という。）を設けなければならない。

2 行政文書管理規則には、行政文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 行政文書ファイル管理簿に関する事項
- 五 移管又は廃棄に関する事項
- 六 管理状況の報告に関する事項

七 その他政令で定める事項

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第三章 法人文書の管理

（法人文書の管理に関する原則）

第十一条 独立行政法人等は、第四条から第六条までの規定に準じて、法人文書を適正に管理しなければならない。

2 独立行政法人等は、法人文書ファイル等（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書を一の集合物にまとめたもの並びに単独で管理している法人文書をいう。以下同じ。）の管理を適切に行うため、政令で定めるところにより、法人文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第五条に規定する不開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「法人文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、政令で定める期間未満の保存期間が設定された法人文書ファイル等については、この限りでない。

3 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

4 独立行政法人等は、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等に移管し、それ以外のものにあっては廃棄しなければならない。

5 独立行政法人等は、前項の規定により国立公文書館等に移管する法人文書ファイル等について、第十六条第一項第二号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館等において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

（管理状況の報告等）

第十二条 独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿の記載状況その他の法人文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(法人文書管理規則)

第十三条 独立行政法人等は、法人文書の管理が前二条の規定に基づき適正に行われることを確保するため、第十条第二項の規定を参酌して、法人文書の管理に関する定め（以下「法人文書管理規則」という。）を設けなければならない。

- 2 独立行政法人等は、法人文書管理規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第四章 歴史公文書等の保存、利用等

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管)

第十四条 国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認める場合には、当該歴史公文書等を保有する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

- 3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

- 4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた歴史公文書等を国立公文書館の設置する公文書館に移管するものとする。

(特定歴史公文書等の保存等)

第十五条 国立公文書館等の長（国立公文書館等が行政機関の施設である場合にあってはその属する行政機関の長、国立公文書館等が独立行政法人等の施設である場合にあってはその施設を設置した独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、特定歴史公文書等について、第二十五条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等に個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏

えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 国立公文書館等の長は、政令で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

- 一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

- 二 当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ 独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

- 三 当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

- 四 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

- 五 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現

に使用されている場合

2 国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第三項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。（本人情報の取扱い）

第十七条 国立公文書館等の長は、前条第一項第一号イ及び第二号イの規定にかかわらず、これらの規定に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、政令で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につきこれらの規定に掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条 利用請求に係る特定歴史公文書等に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び利用請求をした者以外の者（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、国立公文書館等の長は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 国立公文書館等の長は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であって、当該情報が行政機関情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報又は独立行政法人等情報公開法第五条第一号ロ若しくは第二号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知

して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等であって第十六条第一項第一号ハ又はニに該当するものとして第八条第三項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第四項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第十九条 国立公文書館等の長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあっては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（手数料）

第二十条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額とするよう配慮して、国立公文書館等の長が定めるものとする。
（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条、第十七条、第二十四条、第二章第三節及び第四節並びに第五十条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章

の規定の適用については、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十四条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第十三条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十五条第七項中「あったとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第五十条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

- 4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。
- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二条 独立行政法人等情報公開法第十九条第二項及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条までの規定は、前条第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定

歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第四項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同法第十二条中「行政文書等若しくは保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等（第十六条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元行政機関等による利用の特例）

第二十四条 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等が国立公文書館等の長に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十六条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第二十五条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得て、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の報告等）

第二十六条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

（利用等規則）

第二十七条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄が第十五条から第二十条まで及び第二十三条から前条までの規定に基づき適切に行われることを確保するため、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならない。

- 2 利用等規則には、特定歴史公文書等に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 保存に関する事項
 - 二 第二十条に規定する手数料その他一般の利用に関する事項
 - 三 特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等による当該特定歴史公文書等の利用に関する事項
 - 四 廃棄に関する事項
 - 五 保存及び利用の状況の報告に関する事項
- 3 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 国立公文書館等の長は、利用等規則を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第五章 公文書管理委員会

(委員会の設置)

第二十八条 内閣府に、公文書管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 委員会の委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 この法律に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委員会への諮問)

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

- 一 第二条第一項第四号若しくは第五号、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- 二 第十条第三項、第二十五条又は第二十七条第三項の規定による同意をしようとするとき。
- 三 第三十一条の規定による勧告をしようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第三十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係行政機関の長又は国立公文書館等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第六章 雑則

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(研修)

第三十二条 行政機関の長及び独立行政法人等は、それぞれ、当該行政機関又は当該独立行政法人等の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 国立公文書館は、行政機関及び独立行政法人等の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。(組織の見直しに伴う行政文書等の適正な管理のための措置)

第三十三条 行政機関の長は、当該行政機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する行政文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 独立行政法人等は、当該独立行政法人等について民営化等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する法人文書について、民営化等の組織の見直しの後においてこの法律の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体の文書管理)

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五章(第二十九条第二号及び第三号を除く。)の規定、附則第十条中内閣府設置法第三十七条第二項の表の改正規定及び附則第十一条第三項の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 削除

(特定歴史公文書等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に国立公文書館等が

保存する歴史公文書等については、特定歴史公文書等とみなす。

(行政機関以外の国の機関が保有する歴史公文書等の保存及び移管に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に次条の規定による改正前の国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）第十五条第一項の規定に基づく協議による国の機関（行政機関を除く。）と内閣総理大臣との定めは、第十四条第一項の規定に基づく協議による定めとみなす。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 国会及び裁判所の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする。

附 則（平成二一年六月五日法律第四九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 略

五 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の公布の日〔平成二一年七月一日〕のいずれか遅い日

附 則（平成二一年七月一〇日法律第七六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年五月二日法律第三九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二五日法律第五四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年八月一〇日法律第九四号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年一一月二六日法律第九八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年五月二一日法律第四〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六九号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。
(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほ

か、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二七年七月一七日法律第五九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年十一月二八日法律第八九号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第百三条、第百六条、第百七条、第百十条（第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第百十四条及び第百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表第一 (第二条関係)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院大学学園	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
株式会社日本貿易保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）
新関西国際空港株式会社	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二 (第二条関係)

新関西国際空港株式会社	一 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この項において「設置管理法」という。）第九条第一項の事業に係る業務のうち関西国際空港に係るものであって、次のいずれかに該当するもの イ 関西国際空港及び設置管理法第九条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 ロ 設置管理法第九条第一項第三号の政令で定める施設及び同項第六号に規定する施設の管理の事業に係る業務 ハ イ又はロに規定する事業に附帯する事業に係る業務 二 設置管理法第九条第一項の事業に係る業務のうち大阪国際空港に係るもの 三 設置管理法第九条第二項に規定する事業に係る業務
日本私立学校振興・共済事業団	一 日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第九号までに掲げる業務 二 事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三 事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

◆◆ 全史料協の出版物 ◆◆

1 全史料協広報・広聴委員会

会誌『記録と史料』

全史料協編集・発行（年1回）
B5判 既刊31号（1～2号品切）
各1,200円

会 報

全史料協編集・発行（年2回）
B5判 既刊110号（85号以降在庫あり）
無償

記録管理と文書館

—第1回文書館振興国際会議報告集—

ICA Mission 受入実行委員会編集
全史料協発行 1987年
B5判 115p 1,500円（品切）

記録史料の保存利用に関する日英セミナーの 記録

実行委員会編集・発行 1989年
B5判 96p（品切）

記録遺産を守るために

—公文書館法の意義と今後の課題—

全史料協編集・発行 1989年
B5判 115p（品切）

第2回文書館振興国際会議ケスケメティ博士 来日記念報告書

—アーキビスト養成の国際潮流—

全史料協編集・発行 1992年
B5判 75p 1,000円（品切）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会機関会 員総覧 JSAI データブック'94

全史料協編集・第一法規出版発行
1994年 B6判 239p 1,500円（品切）

文書館の防災に向けて

全史料協防災委員会編・発行 1998年
B5判 50p 800円（品切）

資料が燃えた！その時あなたは —火災実験と応急対応—

全史料協防災委員会編・発行 1999年
A4判 29p 500円

文書館・図書館の防災対策—緊急対応編—

全史料協防災委員会編 2000年
VHSビデオ 2,000円

資料保存と防災対策

全史料協資料保存委員会編集・発行
2006年 A4判 108p 1,000円

2 全史料協関東部会

アーキビスト（関東部会会報）

全史料協関東部会編集・発行（年2回）
B5判 既刊95号
43号以前 各120円（非会員320円）
44号～82号 各500円（非会員700円）
83号以降 各1,000円

アーキビストNo.1 ～ No.20 増刷版

全史料協関東部会編集・発行 2001年
B5判 183p 1,000円

全史料協関東部会 20周年記念 市町村合併 と公文書保存シンポジウム資料集

全史料協関東部会編集・発行 2004年
B5判 57p 1,000円

アーキビスト 全史料協関東部会創立 30周 年記念特集号

全史料協関東部会編集・発行 2015年
B5判 74p 1,000円

3 全史料協近畿部会

Network (近畿部会会報)

全史料協近畿部会発行 (年2回)
B5判 既刊74号、13号「情報公開制度と公文書館制度」講演会特集号(1998年)300円、18号アーカイブセミナー「阪神・淡路大震災から5年、災害の記録史料を考える」特集号(2000年)200円、32号「公文書管理・公文書保存アンケート」特集号(2005年)300円、52号以降近畿部会ウェブサイトに掲載。

阪神・淡路大震災にかかわる史料保存活動の記録― その時何を考え、行動したのか―

全史料協近畿部会、同編集委員会編集
全史料協近畿部会発行 1997年
A4判 170p 500円

4 岩田書院

文書館学文献目録

縮刷版(A5判 457p)・CD-ROM版
全史料協関東部会編集・岩田書院発行
2000年 各9,900円(税別、会員2割引)

日本のアーカイブズ論

全史料協編集・岩田書院発行 2003年
A5判 604p 9,900円(品切)

データに見る市町村合併と公文書保存

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行
2003年 A5判 123p 1,400円(税別)

劣化する戦後写真

―写真の資料化と保存活用―

全史料協資料保存委員会編・岩田書院発行 2009年
A5判 133p 1,600円(税別)

5 大阪大学出版会

文書館用語集

全史料協監修・大阪大学出版会発行
1997年 A5判 172p 1,500円(税別)

お問い合わせ先

1 全史料協広報・広聴委員会

〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1
神奈川県立公文書館内
TEL 045-364-4463

2 全史料協関東部会

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-18
埼玉県立文書館内
TEL 048-865-0112

3 全史料協近畿部会

〒770-8070 徳島市八万町向寺山
文化の森総合公園内
徳島県立文書館内
TEL 088-668-3700

4 岩田書院

〒157-0062 東京都世田谷区南烏山
4-25-6-103
TEL 03-3326-3757

5 大阪大学出版会

〒565-0871 吹田市山田丘2-7
TEL 06-6877-1614

未来へ遺すため あきらめない 志

映像資産を未来へ遺す

視聴資料の保存とデジタルアーカイブのパートナーとして

各種デジタルメディアから映画フィルム・ビデオテープ・音声素材に関する資料の

保存・修復・利活用をはじめとした視聴覚資料に関する全ての「困った」にお答えいたします。



映画フィルム・ビデオテープ・音声資料など
視聴覚資料のアーカイブについてお気軽にご相談ください。

お打合せ
(ヒアリング)



フィルム検査・補修
クリーニング



スキャンニング



グレーディング
(色補正)



完成・納品



映像資料は消失の危機に直面しています。



磁気テープは劣化の進行だけでなく
再生機器の減少も懸念されています。
記録された映像を保存するためには
早期デジタル化が重要です。

映画フィルム・ビデオテープ保存と継承のハンドブック
視聴覚資料アーカイブ読本



無料で差し上げます
お申し込みはこちら



フィルム/ビデオ/サウンド/デジタル修復・復元センター

株式会社 東京光音

〒151-0061

東京都渋谷区初台 1-47-1 小田急西新宿ビル1F

TEL: 03-5354-6510 FAX: 03-5354-6515

E-mail: info@koon.co.jp



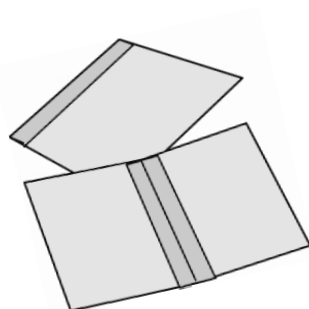
AFシリーズ

資料保存用品

- 国産の保護用紙と保存容器 -

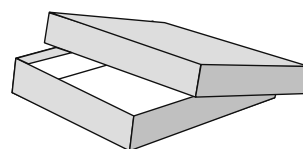
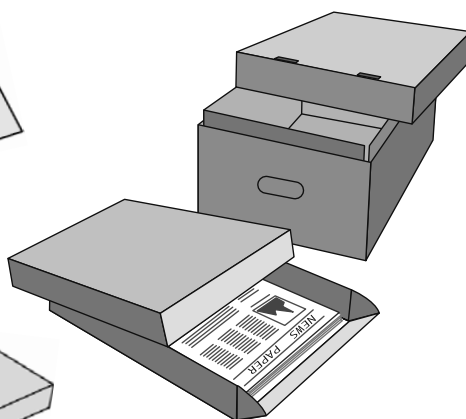
博物館や美術館をはじめとして、図書館、公文書館、文書館といった施設が保管する貴重な資料や作品をさまざまな外部劣化要因からまもるため、厳密な工程管理のもと安定した品質を持った製品となっております。これらは中性抄紙されており、長い年月のあいだ資料を保護することが可能です。

- ✓ リグニンフリー 原料に良質な化学パルプを使用しています。
- ✓ アシッドフリー 硫酸アルミニウム不使用。
- ✓ PAT 試験に合格

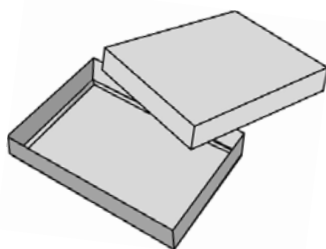


AF フォルダー

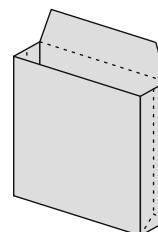
もんじょ箱



AF ボックス



キットボックス



AF エンベロープ

ご相談、お問い合わせは下記へ

特種東海製紙グループ



株式会社TTトレーディング

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-4-1

Tel. 03-3273-8516 Fax. 03-3273-8518

HP <http://www.tokushu-papertrade.jp/> E-Mail info-tp@m.tt-paper.co.jp

後世に残す為に...

貴重史料の撮影 巻物から大型絵図まで

■ 史料撮影

- ・マイクロフィルム撮影
- ・デジタルカメラ撮影
- ・小型史料の撮影
- ・大型史料の撮影
- ・フィルムのデジタル化

■ レプリカ作成

- ・高精細レプリカ制作
- ・簡易複製

■ 展示企画

- ・基本設計、実施設計
- ・企画デザイン制作
- ・展示什器制作
- ・博物館、資料館等の保守メンテナンス

■ 商品販売

- ・史料保存資材
- ・マイクロフィルム関連商品
- ・撮影装置

SIP ■Shikoku■Industrial■Photo■Corporation
四国工業写真株式会社
<https://www.sip-net.co.jp/>

香川県高松市田村町363-3
TEL.087-864-5566
FAX.087-864-5533



ISO 27001:2013



ISO 9001:2015

第 47 回全史料協 全国（高知）大会
資料保存ネットワークの拡充とアーカイブス～連携と支援、高知の挑戦～

令和 3 年（2021）11 月 5 日 発行

全史料協事務局

東京都公文書館内

〒185-0024 国分寺市泉町 2-2-21

TEL : 042-313-8460

全史料協大会・研修委員会事務局

山口県文書館内

〒753-0083 山口市後河原 150-1

TEL : 083-924-2116

印刷 有限会社近森謄写堂

〒780-0870 高知市本町 5 丁目 5-18

TEL : 088-875-2181

